本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料		
資料番号	02-工-D-01-0044_改 3	
提出年月日	2021年6月15日	

基本設計方針に関する説明資料 【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に 発電用原子炉を冷却するための設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)
- ・各条文の設計の考え方 (設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年6月 東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

	」 (原子炉冷却系統施設(個別)	頃目) の基本設計方針)	
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4. 残留熱除去設備 4.1 残留熱除去系 4.1.2 原子炉停止時冷却モード (1) 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が使用できる場合は,重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 【62条3】	記載方針の相違 モード名称の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡張を設けているが、東海第二は同分類を設けず重大事故等対処設備として整理している。 なお、設備分類の相違であり、東海第二と実 質的な違いはない。)
		発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源設備を使用し,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は,常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し,原子炉冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。【62条50】	モード名称の相違 表現の相違
		残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条58】 【63条4】	モード名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)			
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(2) 多様性,位置的分散等	
		残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード) は、設計	表現の相違
		基準事故対処設備であるとともに, 重大事故等時にお	(設置(変更)許可の記載を踏襲している。)
		いても使用するため、重大事故等対処設備としての基	
		本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及	
		び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事件は特別ではないこともなっても対象の設計基準事件は対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	
		準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備 の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に	
		の基本方針のりら「5.1.2 多様性,位直的方散寺」に示す設計方針は適用しない。	
		【62条59】	
		【63条45】	
		100 × 101	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 原ス原染却系統統部 (個別原見) の其本部計

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発雷所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 5.3 低圧炉心スプレイ系 記載方針の相違 5.3.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備として、 想定される重大事故等 時において、設計基準事故対処設備である低圧炉心ス プレイ系が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設 表現の相違 計基準拡張)として使用できる設計とする。 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 【62条3】 張を設けているが、東海第二は同分類を設け ず重大事故等対処設備として整理している。 なお、設備分類の相違であり、東海第二と実 質的な違いはない。) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子 設備名称の相違 炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系 の故障により、低圧炉心スプレイ系が起動できない場 表現の相違 合の重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設 備を使用し、低圧炉心スプレイ系を復旧できる設計と する。低圧炉心スプレイ系は、常設代替交流電源設備 からの給電により機能を復旧し, 低圧炉心スプレイ系 ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原 子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる 設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機 設計の差異 冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉 (重大事故等時に使用する原子炉補機代替 補機代替冷却水系から供給できる設計とする。 冷却水系の相違。女川 2 号は可搬型の補機代 【62条27】 替冷却水系を使用する。) 低圧炉心スプレイ系の流路として, 設計基準対象施 設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉 圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用 することから、流路に係る機能について重大事故等対 処設備としての設計を行う。 【62条 35】

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 5.3.2 多様性,位置的分散等 記載方針の相違 低圧炉心スプレイ系は, 設計基準事故対処設備であ 表現の相違 るとともに, 重大事故等時においても使用するため, (設置(変更)許可の記載を踏襲している。) 重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針 記載方針の相違 を適用する。ただし, 多様性及び独立性並びに位置的 (高圧炉心スプレイ系に対する設計方針は 分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はない 「5.2.2 多様性,位置的分散等」に記載し ことから, 重大事故等対処設備の基本方針のうち ている。) 「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適 用しない。 【62条 59】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

	(原子炉冷却系統施設(個別	(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)		
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		5.6 低圧代替注水系 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水	設備名称の相違	
		原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため,発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備として,炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するための低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)を設ける設計とする。 【62条1】	設備名称の相違	
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。【62条4】	設備名称の相違	
		炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合に,溶融炉心を冷却し,原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は,復水移送ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。 【62条36】	設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女川 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯蔵タンク)を使用する。)	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[] 番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針

較表において追記したもの (比較対象外)	(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)		
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条48】	モード名称の相違 設備名称の相違 設計の差異 (東海第二は新設設備(常設低圧代替注水系ポンプ,代替淡水貯槽)を用いるが、女川2 号は既設設備(復水移送ポンプ,復水貯蔵タンク)を使用する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常 用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由し た常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必 要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 【62条5】	設備名称の相違 記載方針の相違 (非常用電源設備からの給電も可能である ため記載している。) 設計の差異 (女川2号では低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)の系統構成を行うにあたり、 直流電源で作動する弁も使用する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条6】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

秋気で40~ (足間 0 / () () () () () () () () () ((原子炉冷却系統施設(個)	別項目)の基本設計方針)		
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原子炉注水 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備として、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するための低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)を設ける設計とする。 【62条1】	設計の差異 (女川2号は防潮堤越波を想定した場合,事 象発生直後の可搬型設備を用いた対応は不 確かさがあることから,常設設備として直流 駆動低圧注水系ポンプを設置する。)	
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、直流駆動低圧注水系ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条7】		
		直流駆動低圧注水系ポンプは、常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。なお、系統構成に必要な電動弁(交流)は、全交流動力電源が機能喪失した場合においても設置場所にて手動操作できる設計とする。 【62条8】		

- 7 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)	
		の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容	
		器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を	
		重大事故等対処設備として使用することから、流路に	
		係る機能について重大事故等対処設備としての設計を	
		行う。	
		【62条9】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針

	→ (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)		
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため,発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(可搬型)を設ける設計とする。 【62条1】	記載方針の相違
		残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプ I)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。 【62条10】	世界の相違 では では では できます できます できます できます できます できます できます できます

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

大気に切り (足間がたり) (地域内外/1)		(個別項目) の基本設計方針)		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,	備考	
		原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合に、溶融		
		炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するため の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(可搬		
		型)は、大容量送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡	設計の差異	
		水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器	(女川 2 号は超過津波を考慮した位置に	
		に注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉 心を冷却できる設計とする。	数の代替淡水源を設置しているため、1 源、1タイプの可搬型ポンプ車による対策	
		心を行动 ぐさる放計とする。 【62 条 37】	「	
			し2水源,2タイプの可搬型ポンプ車の対	
			としている。東海第二は代替淡水貯槽を7 とし、可搬型代替注水大型ポンプにより	
			により 炉建屋東側接続口から注水する場合は、f	
			炉心スプレイ系を使用するが,女川2号	
			ずれの接続口からも残留熱除去系を経 ての原子炉注水となる。)	
			表現の相違	
		発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉	モード名称の相違	
		停止時冷却モード)の機能が喪失した場合及び発電用		
		原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪	設備名称の相違	
		失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(原		
		子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事	記引の苦用	
		故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源の水	設計の差異 (女川 2 号は超過津波を考慮した位置	
		を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水す	数の代替淡水源を設置しているため、	
		ることで炉心を冷却できる設計とする。 【62 条 49】	源,1タイプの可搬型ポンプ車による対	
		[02 朱 49]	している。また、東海第二は超過津波をし2水源、2タイプの可搬型ポンプ車の	
			としている。東海第二は代替淡水貯槽を	
			とし,可搬型代替注水大型ポンプにより 炉建屋東側接続口から注水する場合は,	
			炉心スプレイ系を使用するが,女川2号	
			ずれの接続口からも残留熱除去系を経	
			ての原子炉注水となる。)	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原ス炉冷却系統統款 (畑別原見) の其大款執力

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 備考 低圧代替注水系 (可搬型) は、代替淡水源が枯渇し 記載方針の相違 た場合において、重大事故等の収束に必要となる水の (設置(変更)許可を踏襲し、代替淡水源が 供給設備である大容量送水ポンプ(タイプI)により 枯渇した場合の海の利用について,各系統の 海を利用できる設計とする。 機能として記載する。) 【62条11】 低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備 表現の相違 に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流 (非常用交流電源からの給電も可能である 電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可 ため記載している。) 能な設計とする。 【62条12】 大容量送水ポンプ (タイプ I) は、空冷式のディー 設備名称の相違 ゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 【62条13】 低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設 設計の差異 等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物 (ホース敷設等にホース延長回収車を使用 質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代 するため記載している。また、ホース延長回 替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6 収車は他施設と兼用するため兼用先につい 低圧代替注水系」の設備として兼用)により行う設計 ても記載している。) とする。 【62条15】 低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準 対象施設である原子炉圧力容器, 炉心支持構造物及び 原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備とし て使用することから、流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行う。 【62条16】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	別項目) (7)基本設計方針) 女川原子力発電所第2号機	備考
		5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	記載方針の相違 (女川 2 号では低圧代替注水系としての多 様性等をまとめて記載しているため、記載表 現上の相違がある。なお、比較ため必要に応 じて他社の文章を再掲する。)
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動することで、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。【62条60】	モード名称の相違
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。 【62条61】	表現の相違 (女川 2 号は系統構成にあたり電動弁(直
		低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は、125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路	(女川2号では低圧代替注水系(常設)(復

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 ラスに冷却を終始款(個別項目)の其本設計す

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 に対して,独立性を有する設計とする。 さらに、常設 代替直流電源設備からの給電も可能であり、125V 代替 蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において, 独 立した電路で系統構成することにより、非常用ディー ゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,独 立性を有する設計とする。 【62条79】 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水 設備名称の相違 貯蔵タンクを水源とすることで、サプレッションチェ 設計の差異 ンバを水源とする残留熱除去系 (低圧注水モード) 及 (東海第二は新設設備(代替淡水貯槽)を用 び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設 いるが、女川2号は既設設備(復水貯蔵タン 計とする。 ク)を使用する。) 【62条62】 モード名称の相違 復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱 設備名称の相違 除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと異なる 設計の差異 区画に設置することで、共通要因によって同時に機能 (ポンプ及び水源の設置場所の相違。) を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 【62条63】 復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉 表現の相違 建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因 (女川 2 号の復水貯蔵タンクは屋外設置で によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図 あり,前文の復水移送ポンプとは設置場所が る設計とする。 異なるため、分けて記載している。) 【62条64】 設計の差異 (ポンプ及び水源の設置場所の相違。) 記載方針の相違 (女川2号では低圧代替注水系全体として, 独立性を多様性等とまとめて「5.6.4 多重 性又は多様性及び独立性, 位置的分散 に記 載しており、記載位置が相違している。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

が無代替性水系(常常)(直角総動狭無性水系ボング) は、数電影響大器(低汗は水を一片) 及び低汗の心ス アレイ系と共都理解と同じの場合を含む。 また、同様な動物性に水水ボントの側が、極性化性なかない。 また、同様な動物性に水水ボンルを解け有限の地域 変数からの治療によりを動かまた。とか、表面性循胞に表示ボンブを使からから含素によりを動かまた。 の地域によりを動かまたりを動かまたが、近近からメアレイ系に対して多様性を有する数計とする。 「10年表別 世界代替性水系(常定)(直流体験)は下往水系ボンブを変量する。) の場合・(に)、ハンドルルを設けてき動場中を可能とする。 (10年表別 での場合を有する数計とする。実施、技術代数比水系 (で) (直流体験)は一段水系の対象を成れてある。 (で) (自流体験)は、ハンドルルを対けてき動場中を可能とする。 (で) (自流体験)は、ハンドルルを対けてき動場中を可能とする。 (で) (自流体験)は、10年表別が、10年	≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、直流駆動低圧注水系ポンプを常設代替直流電源設備からの給電により駆動することで、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。【62条65】 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は、ハンドルを設けて手動操作と対して多様性を有する設計とする。また、低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は、125V蓄電池から125V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。	設計の差異 (女川2号は防潮堤越波を想定した場合,事 象発生直後の可搬型設備を用いた対応は不 確かさがあることから,常設設備として直流
				1.1

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

		固別項目)の基本設計方針)	T
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)	
		は、復水貯蔵タンクを水源とすることで、サプレッシ	
		ョンチェンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モ	
		ード)及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を	
		有する設計とする。	
		【62条67】	
		直流駆動低圧注水系ポンプは,原子炉建屋付属棟内	
		に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除	
		去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因	
		によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図	
		る設計とする。	
		【62条68】	
		復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉	
		建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因	
		によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図	
		る設計とする。	
		【62条69】	
			記載方針の相違
			(女川 2 号では低圧代替注水系としての多
			様性等をまとめて記載しているため、記載表
			現上の相違がある。)
		低圧代替注水系 (可搬型) は, 残留熱除去系 (低圧注	モード名称の相違
		水モード及び原子炉停止時冷却モード),低圧炉心スプ	
		レイ系及び低圧代替注水系(常設)と共通要因によっ	
		て同時に機能を損なわないよう,大容量送水ポンプ(タ	設備名称の相違
		イプ I)を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動す	
		ることで、電動機駆動ポンプにより構成される残留熱	
		除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モー	
		ド),低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注水系(常設)	
		に対して多様性を有する設計とする。	
		【62条70】	
		低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は, ハンドルを	
		設けて手動操作を可能とすることで、非常用交流電源	
		設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有す	
		る設計とする。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所		設備名称の相違
		大容量送水ポンプ(タイプ I)は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ及び復水移送ポンプ並びに <mark>原子炉建屋付属棟内</mark>	設計の差異 (低圧代替注水系(常設)で使用するポンプ

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 ス炉冷却交換施設 (個別項目) の其本設計方象

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計の差異 の直流駆動低圧注水系ポンプと共通要因によって同時 に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とす (直流駆動低圧注水系ポンプを設置するた る。 め, その位置的分散について記載している。) 【62条74】 大容量送水ポンプ (タイプ I) の接続口は、共通要 | 設備名称の相違 因によって接続できなくなることを防止するため、位 置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 【62条 75】 記載方針の相違 (女川 2 号では独立性を多様性等とまとめ て「5.6.4 多重性又は多様性及び独立性、 位置的分散」に記載しており、記載位置が相 違している。) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧 表現の相違 代替注水系 (可搬型) は、残留熱除去系及び低圧炉心 (女川 2 号は常設と可搬型をまとめて記載 スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわな していることによる記載表現の差異。) いよう、水源から残留熱除去系配管との合流点までの 設備名称の相違 系統について, 残留熱除去系に対して独立性を有する 設計の差異 設計とする。 (東海第二は東側接続口を使用する場合,低 【62条 76】 圧炉心スプレイ系を使用するが, 女川 2 号で はいずれの接続口からも残留熱除去系を経 由しての原子炉注水となる。)

- 17 -

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設計の差異 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ) は、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因 (低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注 によって同時に機能を損なわないよう, 流路を独立す 水系ポンプ)を設置するため、その独立性に ることで独立性を有する設計とする。 ついて記載している。) 【62条77】 これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散 によって, 低圧代替注水系(常設) 及び低圧代替注水 表現の相違 系 (可搬型) は、設計基準事故対処設備である残留熱 (女川 2 号は常設と可搬型をまとめて記載 除去系(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード) していることによる記載表現の差異。) 及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設備 モード名称の相違 としての独立性を有する設計とする。 記載方針の相違 【62条78】 (低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ) と低圧代替注水系 (可搬型) とで残留熱除去 系のラインを兼用している箇所があり,流路 は独立していない。)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設 (個別項目) の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機		間別項目)の基本設計方針)	備考
◎ 多 6 / 伯剛 內 名 房 丁 月 光 电 月 另	米(毋免 —)光 电灯	5.7 代替循環冷却系 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として、炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において、原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系を設ける設計とする。 【62条2】	記載方針の相違
		炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系は,代替循環冷却ポンプにより,残留熱除去系熱交換器にて冷却された,サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。 また,本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機	設備名称の相違表現の相違設計の差異 (代替循環冷却系による溶融炉心冷却時の流路の相違。女川2号は原子炉圧力容器への注水には残留熱除去系のみを経由する。) 設計の差異 (重大事故等時に使用する原子炉補機代替冷却水系の相違。女川2号は可搬型の補機代替冷却水系を使用する。)
		代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、 代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 【62条39】	設計の差異 (女川2号は「溶融炉心・コンクリート相互 作用」に係る有効性評価解析において、非常 用交流電源に期待しているため記載。)
		代替循環冷却系の流路として、設計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器、原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条47】	表現の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の其本設計方針

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設備名称の相違 5.9 残留熱除夫系(低圧注水モード) 5.9.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉 を冷却するための設備として、想定される重大事故等 時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去 系 (低圧注水モード) が使用できる場合は、重大事故 モード名称の相違 等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計と 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡 する。 【62条3】 張を設けているが、東海第二は同分類を設け ず重大事故等対処設備として整理している。 なお、設備分類の相違であり、東海第二と実 質的な違いはない。) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子 設備名称の相違 炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系 の故障により, 残留熱除去系(低圧注水モード)が起 モード名称の相違 動できない場合の重大事故等対処設備として、常設代 替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(低圧注水モ ード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(低圧 注水モード) は、常設代替交流電源設備からの給電に より機能を復旧し、残留熱除去系ポンプによりサプレ ッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へ注水 することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に使 用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷 却海水系を含む。) 又は原子炉補機代替冷却水系から供 設計の差異 給できる設計とする。 (重大事故等時に使用する原子炉補機代替 【62条18】 冷却水系の相違。女川2号は可搬型の補機代 替冷却水系を使用する。) 残留熱除去系 (低圧注水モード) の流路として, 設 モード名称の相違 計基準対象施設である残留熱除去系熱交換器、原子炉 表現の相違 圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構 造物を重大事故等対処設備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての 設計を行う。 【62条 26】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

	(原于炉竹却希航旭敌	(個別項目) の基本設計方針)	
≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.9.2 多様性,位置的分散等	記載方針の相違
		残留熱除去系(低圧注水モード)は、設計基準事故	表現の相違
		対処設備であるとともに, 重大事故等時においても使	(設置(変更)許可の記載を踏襲している。
		用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に	
		示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性	
		並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対	
		処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計	
		すのから10.1.2 多様性, 位直的分散寺」に小り設計 方針は適用しない。	
		(62条59)	
		[02 未 09]	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	個別項目) の基本設計方針) 女川原子力発電所第2号機 7. 原子炉補機冷却設備 7.1 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 7.1.1 系統構成 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、原子炉格納容器内の冷却等のための設備、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) が使用できる場合は、重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用できる設計とする。 【62条19】【62条28】【62条40】【62条51】 【63条2】【64条20】【64条32】【66条36】	備考 設備名称の相違 記載方針の相違 表現の相違 (女川 2 号では設備分類として設計基準拡張を設けているが、東海第二は同分類を設けず重大事故等対処設備として整理している。なお、設備分類の相違であり、東海第二と実質的な違いはない。)

- 22 -

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(個別項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発雷所第2号機 ≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機 備考 7.3 原子炉補機代替冷却水系 設備名称の相違 7.3.1 系統構成 記載方針の相違 原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水 設備名称の相違 系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、 設計の差異 大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水 (女川 2 号の原子炉補機代替冷却水系は可 ポンプ室から海水を取水し、原子炉補機代替冷却水系 搬設備により構成される。東海第二は常設設 熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除 備で構成される。) 去系熱交換器又は燃料プール冷却浄化系熱交換器で除 表現の相違 去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送でき る設計とする。 【62条21】【62条30】【62条42】【62条53】 [63条38][64条22][64条34][65条9][66条39] 【69条58】 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容 設計の差異 量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエ (女川 2 号の原子炉補機代替冷却水系熱交 ンジンにより駆動できる設計とする。 換器ユニットは付属空冷式ディーゼルエン 【62条22】【62条31】【62条43】【62条54】 ジンにより駆動できる設計としている。東海 【63条39】【64条23】【64条35】【65条10】【66条40】 第二は常設のポンプを電源供給により駆動 【69条59】 できる設計としている。) 原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設 設計の差異 は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質 (ホース敷設にホース延長回収車を使用す の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替 るため記載している。また,他施設と兼用す るため兼用について記載している。) 注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3 原 子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)により行 う設計とする。 【62条24】【62条33】【62条45】【62条56】 【63条41】【64条25】【64条37】【65条12】【66条42】 【69条60】

- 23 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

| 先行審査プラントの記載との比較表(補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 補機駆動用燃料設備 大容量送水ポンプ (タイプ I) のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ (タイプ I) (燃料タンク) に貯 蔵する。 大容量送水ポンプ (タイプ II) のポンプ駆動用燃料 は、大容量送水ポンプ (タイプ II) (燃料タンク) に貯 蔵する。 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ 駆動用燃料は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) に貯蔵する。	設備名称の相違 設計の差異 (女川 2 号は可搬型の補機代替冷却水系も 使用するため,その燃料設備についても記載 している。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、大容量送水ポンプ(タイプI)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料を貯蔵できる設計とする。 大容量送水ポンプ(タイプI)、大容量送水ポンプ(タイプII)及び原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの燃料は、燃料補給設備である非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて補給できる設計とする。	(燃料貯蔵設備の相違。女川 2 号における補機駆動用燃料の補給は、非常用ディーゼル発電機による電源供給時にはガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電機による電源供給時にはディーゼル発電設備用軽油タンクから行う。東海第二は、可搬型設備用軽油タンクから燃料補給を行う。また、使用する燃料補給を必要とする補機が相違している。)
		非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。 【62条14】【62条23】【62条32】【62条44】【62条55】 【63条21】【63条40】【64条11】【64条24】【64条36】【65条11】【65条33】【66条15】【66条29】【66条41】【66条56】【67条19】【69条11】【69条22】【69条32】【69条41】【69条41】【69条41】【70条3】【70条11】【71条17】	記載方針の相違 (電源設備の基本設計方針と記載方針を合わせ,軽油タンクからタンクローリへの燃料 移送の設計方針を明記。)

- 1 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (非常用取水設備の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 1. 非常用取水設備の基本設計方針 非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路及び海水 ポンプ室は、想定される重大事故等時において、設計 基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 【62条17】【62条20】【62条25】【62条29】【62条34】 【62条41】【62条46】【62条52】【62条57】 【63条3】【63条43】【64条16】【64条21】【64条26】 【64条33】【64条38】【65条4】【65条13】【66条20】 【66条34】【66条37】【66条43】【66条59】【69条15】 【69条26】【69条35】【69条44】【69条50】【69条63】 【70条6】【70条14】【71条12】【71条20】	機考 表現の相違 設計の差異 (女川2号は,既設の非常用取水設備を重大 事故等時に使用する。東海第二は重大事故等 時の取水設備を新設する。)

- 1 -

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

Г	安水争頃との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
(原子炉冷却材圧力バウンダリ			5. 原子炉冷却系統施設			
低圧時に発電用原子炉を冷却す			5.2 残留熱除去系			
るための設備)			5.2.2 重大事故等時			
			5. 2. 2. 1 概要			
			残留熱除去系の低圧注水モー			
			ド,原子炉停止時冷却モード,格			
			納容器スプレイ冷却モード及び			
			サプレッションプール水冷却モ			
			ードは, 想定される重大事故等時			
			において、重大事故等対処設備			
			(設計基準拡張) として使用す			
			る。��(①c③b 重複)			
			5.2.2.2 設計方針			
			残留熱除去系は,「1.1.7 重大			
			<u>事故等対処設備</u> に関する <u>基本方</u>			
			<u>針</u> 」のうち, <u>多様性,位置的分散</u>			
			を除く <u>設計方針</u> を適用して設計			
			を行う。④a			
			5.2.2.2.1 悪影響防止			
			残留熱除去系の各モードは, 設			
			計基準事故対処設備又は設計基			
			準対象施設として使用する場合			
			と同じ系統構成で重大事故等対			
			処設備(設計基準拡張)として使			
			用することで,他の設備に悪影響			
			を及ぼさない設計とする。 ô			
			5.2.2.2.2 容量等			
			残留熱除去系ポンプ及び残留			
			熱除去系熱交換器は,設計基準事			
			故時の非常用炉心冷却機能と兼			
			用しており,設計基準事故時に使			
			用する場合の容量が,重大事故等			
			の収束に必要な容量に対して十			
			分であるため,設計基準事故対処			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		安水争坦	との対比表	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			設備と同仕様で設計する。		
			5.2.2.3 環境条件等		
			残留熱除去系ポンプ及び残留		
			熱除去系熱交換器は,原子炉建屋		
			原子炉棟内に設置し, 想定される		
			重大事故等時における環境条件		
			を考慮した設計とする。残留熱除		
			去系の操作は、想定される重大事		
			故等時において、中央制御室で可		
			能な設計とする。		
			5.2.2.2.4 操作性の確保		
			残留熱除去系は, 想定される重		
			大事故等時において、設計基準事		
			故対処設備又は設計基準対象施		
			設として使用する場合と同じ系		
			統構成で重大事故等対処設備(設		
			計基準拡張)として使用する設計		
			とする。残留熱除去系は, 中央制		
			御室の操作スイッチにより操作		
			が可能な設計とする。		
			5.2.2.3 主要設備及び仕様		
			残留熱除去系の主要機器仕様		
			を第5.2-1 表に示す。②		
			2,310.2 1 32(0,7.) 8		
			5.2.2.4 試験検査		
			残留熱除去系は,発電用原子炉		
			の運転中又は停止中に機能・性能		
			及び漏えいの有無の確認が可能		
			な設計とする。また, 残留熱除去		
			系ポンプ及び残留熱除去系熱交		
			換器は,発電用原子炉の停止中に		
			分解及び外観の確認が可能な設		
			計とする。 🐠		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			[との対比表	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	1,211,101,101,100,		5.3 非常用炉心冷却系		
			5.3.2 重大事故等時		
			5.3.2.1 低圧炉心スプレイ系		
			5. 3. 2. 1. 1 概要		
			低圧炉心スプレイ系は, 想定さ		
			れる重大事故等時において,重大		
			事故等対処設備(設計基準拡張)		
			として使用する。 ① (①c③b 重		
			複)		
			1/2/		
			5.3.2.1.2 設計方針		
			低圧炉心スプレイ系は,「1.1.7		
			重大事故等対処設備に関する基		
			本方針」のうち、多様性、位置的		
			分散を除く設計方針を適用して		
			設計を行う。 ④ b		
			5.3.2.1.2.1 悪影響防止		
			低圧炉心スプレイ系は, 設計基		
			準事故対処設備として使用する		
			場合と同じ系統構成で重大事故		
			等対処設備(設計基準拡張)とし		
			て使用することで,他の設備に悪		
			影響を及ぼさない設計とする。		
			6		
			5.3.2.1.2.2 容量等		
			低圧炉心スプレイ系ポンプは,		
			設計基準事故時の非常用炉心冷		
			却機能と兼用しており,設計基準		
			事故時に使用する場合の容量が,		
			重大事故等の収束に必要な容量		
			に対して十分であるため, 設計基		
			準事故対処設備と同仕様で設計		
			する。�		
			5.3.2.1.2.3 環境条件等		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			低圧炉心スプレイ系ポンプは,		
			原子炉建屋原子炉棟内に設置し、		
			想定される重大事故等時におけ		
			る環境条件を考慮した設計とす		
			る。低圧炉心スプレイ系の操作		
			は、想定される重大事故等時にお		
			いて,中央制御室で可能な設計と		
			する。⑧		
			5.3.2.1.2.4 操作性の確保		
			低圧炉心スプレイ系は, 想定さ		
			れる重大事故等時において,設計		
			基準事故対処設備として使用す		
			る場合と同じ系統構成で重大事		
			故等対処設備(設計基準拡張)と		
			して使用する設計とする。低圧炉		
			心スプレイ系は,中央制御室の操		
			作スイッチにより操作が可能な		
			設計とする。		
			5.3.2.1.3 主要設備及び仕様		
			低圧炉心スプレイ系の主要機		
			器仕様を第5.3-1 表に示す。 ②		
			5.3.2.1.4 試験検査		
			低圧炉心スプレイ系は,発電用原子炉の運転中又は停止中に機		
		ロ 発電用原子炉施設の一般構造	能・性能及び漏えいの有無の確認		
		(3) その他の主要な構造	能・性能及の痛えいの有悪の確認 が可能な設計とする。また, 低圧		
		(i) 本発電用原子炉施設は,(1)	炉心スプレイ系ポンプは, 発電用 原スにの値よれて八般界が開		
		耐震構造,(2) 耐津波構造に加	原子炉の停止中に分解及び外観		
		え,以下の基本的方針のもとに安	の確認が可能な設計とする。 ◆		
		全設計を行う。			
		b. 重大事故等対処施設(発電用 原子原控制。の人の不はな得る			
		原子炉施設への人の不法な侵入			
		等の防止,中央制御室,監視測定			
		設備,緊急時対策所及び通信連絡			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜半車位) の特にま

			との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
次前至于/%/X / / / / / / / / / / / / / / / / / /	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII 3
		を行うために必要な設備は, a.			
		設計基準対象施設に記載)			
		(g) 原子炉冷却材圧力バウンダ	5.6 原子炉冷却材圧力バウンダ		
		リ低圧時に発電用原子炉を冷却	リ低圧時に発電用原子炉を冷却		
		するための設備	するための設備		
			5.6.1 概要		
第六十二条 発電用原子炉施設	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)
には、原子炉冷却材圧力バウンダ	が低圧の状態であって, 設計基準	が低圧の状態であって, 設計基準	が低圧の状態であって, 設計基準	いによる差異あり	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復
リが低圧の状態であって、設計基	事故対処設備が有する発電用原	事故対処設備が有する発電用原	事故対処設備が有する発電用原		水移送ポンプ) による原子炉注水
準事故対処設備が有する発電用	子炉の冷却機能が喪失した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合		5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直
原子炉の冷却機能が喪失した場	においても炉心の著しい損傷及	においても炉心の著しい損傷及	においても炉心の著しい損傷及		流駆動低圧注水系ポンプ) による
合においても炉心の著しい損傷	び原子炉格納容器の破損を防止	び原子炉格納容器の破損を防止	び原子炉格納容器の破損を防止		原子炉注水
及び原子炉格納容器の破損を防	するため,発電用原子炉を冷却す	するため,発電用原子炉を冷却す	するため,発電用原子炉を冷却す		5.6.3 低圧代替注水系 (可搬型)
止するため、発電用原子炉を冷却	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処	るために必要な重大事故等対処		による原子炉注水
するために必要な設備を施設し	設備として,低圧代替注水系(可	<u>設備</u> を設置及び保管する。 ○□a	設備を設置及び保管する。 ①(①		
なければならない。 <a>1 23 <o>456</o>	搬型)を設ける設計とする。また,		a 重複)		
【解釈】	炉心の著しい損傷に至るまでの	ホ 原子炉冷却系統施設の構造及	原子炉冷却材圧力バウンダリ		
1 第62条に規定する「炉心の	時間的余裕のない場合に対応す	び設備	低圧時に発電用原子炉を冷却す		
著しい損傷」を「防止するため、	るための低圧代替注水系 (常設)	(3) 非常用冷却設備	<u>るための設備</u> の系統概要図を第		
発電用原子炉を冷却するために	(復水移送ポンプ)及び低圧代替	(ii) 主要な機器及び管の個数及	5.6-1 図から第 5.6-7 図に		
必要な設備」とは、以下に掲げる	注水系 (常設) (直流駆動低圧注	び構造	示す。また, <u>想定される重大事故</u>		
措置又はこれらと同等以上の効	水系ポンプ)を設ける設計とす	b. 重大事故等対処設備	等時において,設計基準事故対処		
果を有する措置を行うための設	る。	(c) 原子炉冷却材圧力バウンダ	設備である残留熱除去系(低圧注		
備をいう。	①a②a③a 【62 条 1】	リ低圧時に発電用原子炉を冷却	水モード), 残留熱除去系(原子		②a③a 引用元:P6
(1) 重大事故防止設備		するための設備	炉停止時冷却モード) 及び低圧炉		
a)可搬型重大事故防止設備を配	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	心スプレイ系が使用できる場合	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)
備すること。②	低圧時に発電用原子炉を冷却す	が低圧の状態であって, 設計基準	は, 重大事故等対処設備(設計基	いによる差異あり	5.7 代替循環冷却系
b) 炉心の著しい損傷に至るまで	るための設備として, 炉心の著し	事故対処設備が有する発電用原	<u>準拡張)として使用する。</u> ①c③b		
の時間的余裕のない場合に対応	い損傷及び溶融が発生した場合	子炉の冷却機能が喪失した場合	残留熱除去系(低圧注水モー		
するため、常設重大事故防止設備	において,原子炉圧力容器内に溶	においても炉心の著しい損傷及	ド) 及び残留熱除去系 (原子炉停		
を設置すること。③	融炉心が存在する場合の重大事	び原子炉格納容器の破損を防止	止時冷却モード) については,		
c)上記a)及びb)の重大事故	故等対処設備として代替循環冷	するため,発電用原子炉を冷却す	「5.2 残留熱除去系」に記載す		
防止設備は、設計基準事故対処設	却系を設ける設計とする。	るために必要な重大事故等対処	る。低圧炉心スプレイ系について		
備に対して、多様性及び独立性を	①b⑥a 【62条2】	設備を設置及び保管する。 1 (1)	は,「5.3 非常用炉心冷却系」に		①b⑥a 引用元:P24
有し、位置的分散を図ること。4		a 重複)	記載する。③		
			5.6.2 設計方針		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	凯丁初 由		200 对比表	凯墨勃豆 计终其维担则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材圧力バウンダリ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す	が低圧時に発電用原子炉を冷却	が低圧時に発電用原子炉を冷却	いによる差異あり	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
	るための設備として, 想定される	するための設備のうち,発電用原	するための設備のうち,発電用原		5.3.1 系統構成
	重大事故等時において,設計基準	子炉を冷却し,炉心の著しい損傷	子炉を冷却し,炉心の著しい損傷		5.9.1 系統構成
	事故対処設備である残留熱除去	及び原子炉格納容器の破損を防	及び原子炉格納容器の破損を防		
	系 (低圧注水モード), 残留熱除	止するための設備として,低圧代	止するための設備として, 低圧代		
	去系 (原子炉停止時冷却モード)	替注水系 (可搬型) を設ける。2	替注水系(可搬型)を設ける。ま		
	及び低圧炉心スプレイ系が使用	a また,炉心の著しい損傷に至る	た, 炉心の著しい損傷に至るまで		
	できる場合は,重大事故等対処設	までの時間的余裕のない場合に	の時間的余裕のない場合に対応		
	備(設計基準拡張)として使用で	対応するため、低圧代替注水系	するため,低圧代替注水系(常設)		
	きる設計とする。	<u>(常設)を設ける。</u> ③a	を設ける。��(②a③a 重複)		
	①c③b 【62 条 3】				①c③b 引用元:P5
		(c-1) 原子炉運転中の場合に用	(1) 原子炉運転中の場合に用い		
		いる設備	る設備		
		(c-1-1) フロントライン系故障	a.フロントライン系故障時に用		
		時に用いる設備	いる設備		
		(c-1-1-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系(常設)(復		
		設) (復水移送ポンプ) による発	水移送ポンプ) による発電用原子		
		電用原子炉の冷却	炉の冷却		
	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	ド) 及び低圧炉心スプレイ系の機	いによる差異あり	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復
	能が喪失した場合並びに全交流	能が喪失した場合の重大事故等	能が喪失した場合の重大事故等		水移送ポンプ) による原子炉注水
	動力電源喪失又は原子炉補機冷	対処設備として, 低圧代替注水系	対処設備として, 低圧代替注水系		
	却水系(原子炉補機冷却海水系を	(常設)(復水移送ポンプ)は,	(常設)(復水移送ポンプ)を使		
	含む。)機能喪失によるサポート	復水移送ポンプにより,復水貯蔵	用する。		
	系の故障により, 残留熱除去系	タンクの水を残留熱除去系等を	低圧代替注水系(常設)(復水		
	(低圧注水モード)及び低圧炉心	経由して原子炉圧力容器へ注水	移送ポンプ)は,復水移送ポンプ,		
	スプレイ系による発電用原子炉	することで炉心を冷却できる設	配管・弁類、計測制御装置等で構		
	の冷却ができない場合の重大事	<u>計とする。</u>	成し,復水移送ポンプにより,復		
	故等対処設備として, 低圧代替注	3c	水貯蔵タンクの水を残留熱除去		
	水系(常設)(復水移送ポンプ)		系等を経由して原子炉圧力容器		
	は,復水移送ポンプにより,復水		へ注水することで炉心を冷却で		
	貯蔵タンクの水を残留熱除去系		きる設計とする。 ① (③c 重複)		
	等を経由して原子炉圧力容器へ				
	注水することで炉心を冷却でき				
	る設計とする。				
	③c③d 【62条4】				③d 引用元: P13

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈		設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八 低圧代替注水系 (常設) (復水 移送ポンプ) は,非常用交流電源 設備に加えて,代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備 水らの給電が可能な設計とする。 また,系統構成に必要な電動弁 (直流) は,所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また,系統構成に必要な電動弁 (直流) は,所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 ・復水移送ポンプ ・復水財蔵タンク (5.7 重大事故 等の収束に必要となる水の供 給設備) ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備)		備考 原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による原子炉注水
	低圧代替注水系(常設)(復水 移送ポンプ)の流路として,設計 基準対象施設である原子炉圧力 容器,炉心支持構造物及び原子炉 圧力容器内部構造物を重大事故 等対処設備として使用すること から,流路に係る機能について重 大事故等対処設備としての設計		・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備(10.2 代替電源設備) ・所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) ② 本系統の流路として,補給水系,高圧炉心スプレイ系及び残留 熱除去系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用する。 ② その他,設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等	設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	同上
	行う。 <mark>⑧a 【62条6】</mark>		対処設備として使用し、®a 設計 基準事故対処設備である非常用 交流電源設備を重大事故等対処		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系)機能喪失による発電無原子が及び低圧炉が入び低圧による発電用原子をない場合のできない場合のには上れる。 (電流駆動低圧注水系ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系により、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系により、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系により、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系により、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系により、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系へさいまとで炉心を冷却できる設計とする。 ③d③e【62条7】	(c-1-1-2) 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は,直流駆動低圧注水系ポンプ)は,直流駆動低圧注水系ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。③e	設備(設計基準拡張)として使用する。 (b) 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による発電用原子炉の冷却残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)を使用する。低圧代替注水系ポンプ)を使用する。低圧代替注水系ポンプ)は、直流駆動低圧注水系ポンプ)は、直流駆動低圧注水系ポンプ)は、直流取動低圧注水系ポンプにより、10歳を発力の水を高圧炉心スプレイ系等を経由して原炉心スプレイ系等を経由して原炉心を冷却できる設計とする。 (3) e 重複)	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設 (個別) 5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直 流駆動低圧注水ポンプ)による原 子炉注水 3d 引用元: P13	
	直流駆動低圧注水系ポンプは, 常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また,系 統構成に必要な電動弁(直流)は, 所内常設蓄電式直流電源設備又 は常設代替直流電源設備からの 給電が可能な設計とする。なお, 系統構成に必要な電動弁(交流) は,全交流動力電源が機能喪失し た場合においても設置場所にて	直流駆動低圧注水系ポンプは、 常設代替直流電源設備からの給 電が可能な設計とする。また、系 統構成に必要な電動弁(直流)は、 所内常設蓄電式直流電源設備又 は常設代替直流電源設備からの 給電が可能な設計とする。なお、 系統構成に必要な電動弁(交流) は、交流電源に期待できないこと から設置場所にて操作できる設	直流駆動低圧注水系ポンプは, 常設代替直流電源設備からの給 電が可能な設計とする。また,系 統構成に必要な電動弁(直流)は, 所内常設蓄電式直流電源設備又 は常設代替直流電源設備からの 給電が可能な設計とする。なお, 系統構成に必要な電動弁(交流) は,交流電源に期待できないこと から設置場所にて操作できる設	同趣旨の記載であるが,表現の違いによる差異あり	同上	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比表 <u></u> 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	手動操作できる設計とする。 ⑦ b 【62条8】	<u>計とする。</u> ⑦b	計とする。 ◇ (⑦ b 重複) 主要な設備は,以下のとおりと する。		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク(5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備) ・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備)・常設代替直流電源設備(10.2		
	低圧代替注水系(常設)(直流 駆動低圧注水系ポンプ)の流路と して,設計基準対象施設である原 子炉圧力容器,炉心支持構造物及 び原子炉圧力容器内部構造物を 重大事故等対処設備として使用 することから,流路に係る機能に ついて重大事故等対処設備とし ての設計を行う。 ⑧b【62条9】		・常設代督直流電源設備 (10.2 代替電源設備) 本系統の流路として,補給水系の配管,高圧炉心スプレイ系及び直流駆動低圧注水系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用する。 その他,設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用する。 ⑧b	設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉	(c-1-1-3) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とす	(c) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)を使用する。低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI),配管・ホース・弁類,計測制御装置等で構成し,大容量送水ポンプ	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型) による原子炉注水

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

計する説明書 別添-1) 様式-7

	T				I
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	の冷却ができない場合の重大事故等対処設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タイプI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。	<u>ა.</u> ②b	(タイプI)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。 ◆(②b 重複)		
	②b②c 【62条10】 低圧代替注水系 (可搬型) は、 代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量 送水ポンプ (タイプ I) により海 を利用できる設計とする。 ②d 【62条11】	低圧代替注水系(可搬型)は、 代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要と なる水の供給設備である大容量 送水ポンプ(タイプ I)により海 を利用できる設計とする。②d	低圧代替注水系(可搬型)は、 代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量 送水ポンプ(タイプ I)により海を利用できる設計とする。①(②d 重複)		②c 引用元: P13 原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型) による原子炉注水
	低圧代替注水系(可搬型)は, 非常用交流電源設備に加えて,代 替所内電気設備を経由した常設 代替交流電源設備又は可搬型代 替交流電源設備からの給電が可 能な設計とする。 ⑦c 【62条12】	低圧代替注水系 (可搬型) は, 非常用交流電源設備に加えて,代 替所内電気設備を経由した常設 代替交流電源設備又は可搬型代 替交流電源設備からの給電が可 能な設計とする。 でc	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ①(⑦c 重複)		同上
	大容量送水ポンプ (タイプ I) は,空冷式のディーゼルエンジン により駆動できる設計とする。 ②e 【62条13】	また、大容量送水ポンプ (タイプI) は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。②e	また、大容量送水ポンプ (タイプ I) は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 ◆ (②e 重複)		同上
	大容量送水ポンプ(タイプ I) のポンプ駆動用燃料は,大容量送		燃料は,燃料補給設備である軽 油タンク又はガスタービン発電	設備設計の明確化 (大容量送水ポンプ車の燃料貯	補機駆動用燃料設備 1. 補機駆動用燃料設備

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要不事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	水ポンプ (タイプ I) (燃料タン		設備軽油タンク及びタンクロー	蔵設備の明確化。なお,機器名称	
	ク) に貯蔵する。		リにより補給できる設計とする。	は工認要目表名称とした)	
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ		主要な設備は,以下のとおりと		
	ィーゼル発電設備軽油タンク又		する。		
	はガスタービン発電設備軽油タ		・大容量送水ポンプ (タイプ I)		
	ンクは,大容量送水ポンプ (タイ		•常設代替交流電源設備(10.2		
	プ I) の燃料を貯蔵できる設計と		代替電源設備)		
	する。		•可搬型代替交流電源設備(10.2		
	大容量送水ポンプ (タイプ I)		代替電源設備)		
	の燃料は,燃料補給設備である非		・代替所内電気設備(10.2 代替		
	常用ディーゼル発電設備軽油タ		電源設備)		
	ンク, 高圧炉心スプレイ系ディー		・燃料補給設備(10.2 代替電源		
	ゼル発電設備軽油タンク又はガ		設備) ②		
	スタービン発電設備軽油タンク				
	よりタンクローリを用いて補給				
	できる設計とする。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの燃料				
	の補給は、ホースを用いる設計と				
	する。				
	⑨a 【62条 14】				
	低圧代替注水系 (可搬型) に使			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設等は,ホース			(ホース延長回収車の機能及び	5.6.3 低圧代替注水系(可搬型
	延長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載)	による原子炉注水
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施				
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「5.6 低圧代替注水				
	系」の設備として兼用)により行				
	う設計とする。				
	② 【62条 15】				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争块(この対比表	•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	基本設計方針(後) 低圧代替注水系(可搬型)の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 ③c【62条16】 非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 ⑩a⑩b【62条17】	本文	本系統の流路として、補給水系及び残留熱除去系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。 その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用し、⑧c設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。 ④	及び基本設計方針との対比 設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設 (個別) 5.6.3 低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉注水 非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方針
		(c-1-2) サポート系故障時に用いる設備 (c-1-2-1) 低圧代替注水系(常設)による発電用原子炉の冷却全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(常設)は、「ホ(3)(ii)b.(c-1-1-	b. サポート系故障時に用いる設備 (a) 低圧代替注水系(常設)による発電用原子炉の冷却 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(常設)は,「(1) a. (a) 低圧代替注		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		1) 低圧代替注水系(常設)(復水	水系(常設)(復水移送ポンプ)		
		移送ポンプ) による発電用原子炉	による発電用原子炉の冷却」及び		
		の冷却」及び「ホ(3)(ii)b. (c-	「(1) a.(b) 低圧代替注水系(常		
		1-1-2)低圧代替注水系(常設)(直	設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)		
		流駆動低圧注水系ポンプ) による	による発電用原子炉の冷却」と同		
		発電用原子炉の冷却」と同じであ	じである。		
		る。 <mark>③</mark> d	◆(③d 重複)		
		(c-1-2-2) 低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系 (可搬型) に		
		型)による発電用原子炉の冷却	よる発電用原子炉の冷却		
		全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子		
		炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却		
		海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
		サポート系の故障により, 残留熱	サポート系の故障により,残留熱		
		除去系(低圧注水モード)及び低	除去系(低圧注水モード)及び低		
		圧炉心スプレイ系が起動できな	圧炉心スプレイ系が起動できな		
		い場合の重大事故等対処設備と	い場合の重大事故等対処設備と		
		して使用する低圧代替注水系(可	して使用する低圧代替注水系(可		
			搬型) は,「(1) a . (c) 低圧代替		
		1-3)低圧代替注水系(可搬型)に	注水系 (可搬型) による発電用原		
		よる発電用原子炉の冷却」と同じ	子炉の冷却」と同じである。		
		である。②c	◆(②c 重複)		
		(c-1-2-3) 常設代替交流電源設	(c) 常設代替交流電源設備によ		
		備による残留熱除去系(低圧注水	る残留熱除去系(低圧注水モー		
		モード)の復旧	ド)の復旧		
	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	同趣旨の記載であるが、表現の違	原子炉冷却系統施設 (個別)
	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	いによる差異あり	5.9.1 系統構成
	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
	サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱	サポート系の故障により,残留熱		
	除去系(低圧注水モード)が起動	除去系(低圧注水モード)が起動	除去系(低圧注水モード)が起動		
	できない場合の重大事故等対処	できない場合の重大事故等対処	できない場合の重大事故等対処		
	設備として,常設代替交流電源設	設備として,常設代替交流電源設	設備として,常設代替交流電源設		
	備を使用し,残留熱除去系(低圧	備を使用し, 残留熱除去系 (低圧	備を使用し,残留熱除去系(低圧		
	注水モード)を復旧できる設計と	注水モード)を復旧する。	注水モード)を復旧する。		
	注水モード)を復旧できる設計と	<u>注水モード)を復旧</u> する。	注水モード)を復旧する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

亜半車位」の特にま

		要求事項。	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	する。残留熱除去系(低圧注水モ	残留熱除去系(低圧注水モー	残留熱除去系(低圧注水モー		
	ード) は, 常設代替交流電源設備	ド) は, 常設代替交流電源設備か	ド) は, 常設代替交流電源設備か		
	からの給電により機能を復旧し、	らの給電により機能を復旧し,残	らの給電により機能を復旧し,残		
	残留熱除去系ポンプによりサプ	留熱除去系ポンプによりサプレ	留熱除去系ポンプによりサプレ		
	レッションチェンバのプール水	<u>ッションチェンバのプール水を</u>	ッションチェンバのプール水を		
	を原子炉圧力容器へ注水するこ	原子炉圧力容器へ注水すること	原子炉圧力容器へ注水すること		
	とで炉心を冷却できる設計とす	で炉心を冷却できる設計とする。	で炉心を冷却できる設計とする。		
	る。本系統に使用する冷却水は,	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	冷却海水系を含む。)又は原子炉	却海水系を含む。) 又は原子炉補	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	補機代替冷却水系から供給でき	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	る設計とする。	<u>設計とする。</u>	設計とする。		
	⑤a 【62 条 18】	(5)a	◆(⑤a 重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・常設代替交流電源設備(10.2)		
			代替電源設備)		
			・原子炉補機代替冷却水系(5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
			2>		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ		その他,設計基準対象施設であ	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として, 想定される		対処設備として使用し, ®d 設計		
	重大事故等時において,設計基準		<u>基準事故対処設備である</u> 残留熱		
	事故対処設備である原子炉補機		除去系 (低圧注水モード) 及び原		
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	を含む。)が使用できる場合は,		<u>却海水系を含む。)を重大事故等</u>		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		対処設備(設計基準拡張)として		
	張) として使用できる設計とす		<u>使用</u> する。 [] [a		
	る。				
	⑩a 【62条 19】				
	非常用取水設備の貯留堰,取水			同趣旨の記載であるが、表現の違	非常用取水設備
	1、取水路及び海水ポンプ室は、			内座目の記載であるが、表現の達 いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい			マ による左共めり	1. 升市用収小設備の基本設計力 針
	て,設計基準事故対処設備の一部				本
	し、政訂基準事政対処設備の一部				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 (1 0a 1 0b 【62条20】				⑩a⑩b 引用元:P54
	原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器コニットを原子炉補機冷却水系に接続し,大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで,残留熱除去系熱交換器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。 ①【62条21】			設備設計の明確化 (サポート系故障時に使用する 原子炉補機代替冷却水系の具体 的な設計方針について記載)	原子炉冷却系統施設(個別)7.3.1 系統構成
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ (タイプ I) は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 (1) 【62条22】			設備設計の明確化 (大容量送水ポンプの駆動源を 明確化)	同上
	大容量送水ポンプ (タイプ I) のポンプ駆動用燃料は,大容量送水ポンプ (タイプ I) (燃料タンク) に貯蔵する。 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆動用燃料は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) に			設備設計の明確化 (大容量送水ポンプ車の燃料貯蔵設備の明確化,機器名称は工認要目表名称とした)	補機駆動用燃料設備 1. 補機駆動用燃料設備

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の対比表 🖵 🚃 💮 🤠 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮	L	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	貯蔵する。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは、大容量送水ポンプ (タイ				
	プ I) 及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ (タイプ I)				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は,燃料補				
	給設備である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	る。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの燃料				
	の補給は、ホースを用いる設計と				
	する。				
	⑨b 【62条23】				⑨b 引用元: P53
	原子炉補機代替冷却水系に使			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設は、ホース延			(ホース延長回収車の機能及び	7.3.1 系統構成
	長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載)	
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施				
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「7.3 原子炉補機代				
	替冷却水系」の設備として兼用)				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表し					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	により行う設計とする。				
	⑪ 【62条 24】				
	非常用取水設備の貯留堰,取水			同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口、取水路及び海水ポンプ室は、			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て、設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事				
	故等対処設備としての設計を行				
	う。				
	⑩a⑩b 【62 条 25】				⑩a⑩b 引用元:P54
	102 × 201				@a@b J / /u . 101
	残留熱除去系(低圧注水モー			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	ド) の流路として, 設計基準対象			(流路として使用する,原子炉圧	5.9.1 系統構成
	施設である残留熱除去系熱交換			力容器内部の構造物について明	
	器,原子炉圧力容器,炉心支持構			記)	
	造物及び原子炉圧力容器内部構				
	造物を重大事故等対処設備とし				
	て使用することから,流路に係る				
	機能について重大事故等対処設				
	備としての設計を行う。				
	8d 【62条 26】				®d 引用元:P14
		(c-1-2-4) 常設代替交流電源設	(d) 常設代替交流電源設備によ		
		備による低圧炉心スプレイ系の	る低圧炉心スプレイ系の復旧		
		復旧			
	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	全交流動力電源喪失又は原子	同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却	いによる差異あり	5.3.1 系統構成
	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による	海水系を含む。)機能喪失による		
	サポート系の故障により, 低圧炉	サポート系の故障により, 低圧炉	サポート系の故障により, 低圧炉		
	心スプレイ系が起動できない場	心スプレイ系が起動できない場	心スプレイ系が起動できない場		
	合の重大事故等対処設備として,	合の重大事故等対処設備として,	合の重大事故等対処設備として,		
	常設代替交流電源設備を使用し,	常設代替交流電源設備を使用し、	常設代替交流電源設備を使用し、		
	低圧炉心スプレイ系を復旧でき	低圧炉心スプレイ系を復旧する。	低圧炉心スプレイ系を復旧する。		
	る設計とする。低圧炉心スプレイ	低圧炉心スプレイ系は,常設代	低圧炉心スプレイ系は,常設代		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安外尹快(との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	系は,常設代替交流電源設備から	替交流電源設備からの給電によ	替交流電源設備からの給電によ		
	の給電により機能を復旧し,低圧	り機能を復旧し、低圧炉心スプレ	り機能を復旧し、低圧炉心スプレ		
	炉心スプレイ系ポンプによりサ	イ系ポンプによりサプレッショ	イ系ポンプによりサプレッショ		
	プレッションチェンバのプール	ンチェンバのプール水を原子炉	ンチェンバのプール水を原子炉		
	水を原子炉圧力容器へスプレイ	圧力容器へスプレイすることで	圧力容器へスプレイすることで		
	することで炉心を冷却できる設	<u></u> 炉心を冷却できる設計とする。	炉心を冷却できる設計とする。		
	計とする。本系統に使用する冷却	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	水は,原子炉補機冷却水系(原子	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	炉補機冷却海水系を含む。) 又は	却海水系を含む。)又は原子炉補	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	原子炉補機代替冷却水系から供	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	給できる設計とする。	<u>設計とする。</u>	設計とする。		
	⑤b 【62 条 27】	⑤b	◆(⑤b 重複)		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備として,想定される 重大事故等時において,設計基準 事故対処設備である原子炉補機 冷却水系(原子炉補機冷却海水系 を含む。)が使用できる場合は, 重大事故等対処設備(設計基準拡 張)として使用できる設計とす		主要な設備は、以下のとおりとする。 ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・原子炉補機代替冷却水系(5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備) ② その他、設計基準対象施設である原子炉圧力容器を重大事故等対処設備として使用し、⑧e設計基準事故対処設備である低圧炉心スプレイ系及び原子炉補機冷却海水系を含む。)を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用する。11 b	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 7.1.1 系統構成
	る。 ①b【62条28】 非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は, 想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部			同趣旨の記載であるが,表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		安水争頃と	: の対比表	-	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	を流路として使用することから, 流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行 う。 ⑩a⑩b 【62条29】				⑩a⑩b 引用元:P54
	原子炉補機代替冷却水系は、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系 に接続し、大容量送水ポンプ(タイプI)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し、原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系熱交換器で除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。 ① 【62条30】			設備設計の明確化 (サポート系故障時に使用する 原子炉補機代替冷却水系の具体 的な設計方針について記載)	原子炉冷却系統施設(個別)7.3.1 系統構成
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。 ① 【62条31】			設備設計の明確化 (大容量送水ポンプの駆動源を 明確化)	同上
	大容量送水ポンプ (タイプ I) のポンプ駆動用燃料は,大容量送水ポンプ (タイプ I) (燃料タンク) に貯蔵する。原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットのポンプ駆動用燃料は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) に			設備設計の明確化 (大容量送水ポンプ車での燃料 貯蔵先の明確化,機器名称は工認 要目表名称とした)	補機駆動用燃料設備 1. 補機駆動用燃料設備

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の対比表	L	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	貯蔵する。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクは、大容量送水ポンプ(タイ				
	プI)及び原子炉補機代替冷却水				
	系熱交換器ユニットの燃料を貯				
	蔵できる設計とする。				
	大容量送水ポンプ(タイプ I)				
	及び原子炉補機代替冷却水系熱				
	交換器ユニットの燃料は、燃料補				
	給設備である非常用ディーゼル				
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス				
	プレイ系ディーゼル発電設備軽				
	油タンク又はガスタービン発電				
	設備軽油タンクよりタンクロー				
	リを用いて補給できる設計とす				
	る。				
	非常用ディーゼル発電設備軽				
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ				
	ィーゼル発電設備軽油タンク又				
	はガスタービン発電設備軽油タ				
	ンクからタンクローリへの燃料				
	の補給は、ホースを用いる設計と				
	する。				
	⑨b 【62条32】				⑨b 引用元: P53
	() () () () () () () () () ()				3,7,0,2
	原子炉補機代替冷却水系に使			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(個別)
	用するホースの敷設は、ホース延				7.3.1 系統構成
	長回収車(台数4(予備1))(核			その兼用先について記載。)	
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施			7,000	
	設のうち「4.2 燃料プール代替				
	注水系」の設備を原子炉冷却系統				
	施設のうち「7.3 原子炉補機代				
	替冷却水系」の設備として兼用)				
	ELINANIA AND COCUMITE				<u> </u>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	安水争頃との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	により行う設計とする。						
	① 【62 条 33】						
	非常用取水設備の貯留堰, 取水			同趣旨の記載であるが, 表現の違	非常用取水設備		
	口、取水路及び海水ポンプ室は、			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方		
	想定される重大事故等時におい				針		
	て,設計基準事故対処設備の一部						
	を流路として使用することから、						
	流路に係る機能について重大事 故等対処設備としての設計を行						
	う。						
	⑩a⑩b 【62 条 34】				⑩a⑩b 引用元:P54		
	低圧炉心スプレイ系の流路と			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)		
	して,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及			(流路として使用する原子炉圧 力容器内部の構造物を明記)	5.3.1 系統構成		
	び原子炉圧力容器内部構造物を			刀骨骨(1中)の特担物を切配)			
	重大事故等対処設備として使用						
	することから,流路に係る機能に						
	ついて重大事故等対処設備とし						
	ての設計を行う。				0 71 7		
	8 e 【62条 35】				⑧e 引用元: P18		
		 (c-1-3) 溶融炉心が原子炉圧力	c.溶融炉心が原子炉圧力容器内				
		容器内に残存する場合に用いる	に残存する場合に用いる設備				
		設備	(a) 低圧代替注水系(常設)(復				
		(c-1-3-1) 低圧代替注水系(常	水移送ポンプ)による残留溶融炉				
		設)(復水移送ポンプ)による残	心の冷却				
	 炉心の著しい損傷,溶融が発生	留溶融炉心の冷却 炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生		原子炉冷却系統施設(個別)		
	した場合において,原子炉圧力容	した場合において,原子炉圧力容	ルルの者しい損傷, 俗融が先生 した場合において, 原子炉圧力容		5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復		
	器内に溶融炉心が存在する場合	器内に溶融炉心が存在する場合	器内に溶融炉心が存在する場合		水移送ポンプ)による原子炉注水		
	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格	に,溶融炉心を冷却し,原子炉格				
	納容器の破損を防止するための	納容器の破損を防止するための	納容器の破損を防止するための				
	重大事故等対処設備として,低圧	重大事故等対処設備として, 低圧	重大事故等対処設備として,低圧				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

接近記手打き性後 接近記手打き性後 大文 接往水系 (常設) (復水移送ボンにより。 (佐野注水系 (常設) (復水移送ボンにより。 (佐野注水系 (常設) (復水移送ボンにより。 (佐野注水系 (常設) (復水移送ボンにより。 (佐野注水系 (常設) (復水移送ボンにより。 (後水財産タンの水を契値を受えるとで原子が圧力容 接合性を大工を上で原子が圧力を 接合性を大工を上で原子が圧力を 接合性を大工を上で原子が圧力を 接合性を大工を発音を移動するとで原子が圧力を 接合性を大工を 200			安水争坦(どの対比表 └───	
代替述永系(常設)(復水移送ボ ンプ)は、復水移送ボンブにより。 復木前級シンクの水を受預熱院 法系等を移由して原子炉圧力容 器へ注水することで原子炉圧力 容器内に存在する溶融炉心を冷 却できる設計とする。 ③b [42 条 36] 低圧代替は水系(常設)(復水移送ボンブにより。 技術を送水ンプは、複水移送ボンブ、 器を移由して原子炉圧力容 器内に存在する溶融炉心を冷 力できる設計とする。 ⑤b [42 条 36] 低圧代替は水系(常設)(複水移送ボンブにより。 復水移送ボンブにより。 復水戸臓力を設計とする。 ⑥b [42 条 36] 低圧代替は水系(常設)(複水移送ボンブにより。 復水移送ボンブにより。 復水移送ボンブにより。 復水移送ボンブにより。 復水移送ボンブにより。 復水行成分で配力を数値に加えて、代野門小管処理・注水することで原子炉圧力容 器内に存在する溶破炉心を冷却できる設計とする。 ② (⑥b 重複) 低圧代替は水系(常設)(復水移送ボンブ)は、非常用交流電源 設備に加えて、代野門小電気設備 を経由した常設代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系接機能と必ず電解で 値流)は、所内常設蓄電式直流 ・ は所を対していては、「赤 (3) (1) からの給電が可能な設計とする。 また、系接機関に必ず電解で 計とする。 1 (『の本財政・日本財政・日本財政・日本財政・日本財政・日本財政・日本財政・日本財政・日	技術基準規則・解釈				備考
 ンプリは、後水移造ポンプにより、 復水貯蔵クンクの水を残留熱除 去系等を経由して原子炉圧力容 器へ注水することで原子炉圧力 容器内に存在する溶融炉心を冷 均できる設計とする。 (6) 【62 年 36】 (7) 《62 年 36】 (8) 《62 年 36】 (8) 《62 年 36】 (8) 《62 年 36】 (7) 《62 年 36】 (8) 《62 年 36			代替注水系(常設)(復水移送ポ	代替注水系(常設)(復水移送ポ	
表系等を経由して原子炉圧力容器・	I				
器へ注水することで原子炉圧力 容器内に存在する溶融炉心を冷 対できる設計とする。 (動) 【62条36】 (位) 【62条36】 (在) 【62条36】	I	復水貯蔵タンクの水を残留熱除	復水貯蔵タンクの水を残留熱除	低圧代替注水系(常設)(復水	
容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。⑥b 【62条 36】 (低圧代替注水系(常設)(復水移送ボンブにより、後水貯蔵シンクの水を残留熱除去薬を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器のに加えて、代替内内電気設備を経由した常設代替交流電源設備のようの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。表に、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。表に、系統の詳細については、「小、(3)(道) b ・ (□-1-1-1) 低圧代替注水系(常設)(複水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却(に記載する。◆ (極水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却(に記載する。◆ (極水移送ボンブ)による発電解からの冷却(に記載する。◆ (極水移送ボンブ)による発電解析の心の治却(に記載する。◆ (金) 低圧代替注水系(可樂型)による残留溶融炉心の冷却	I	去系等を経由して原子炉圧力容		移送ポンプ)は,復水移送ポンプ,	
容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。⑥b 【62条 36】 (低圧代替注水系(常設)(復水移送ボンブにより、後水貯蔵シンクの水を残留熱除去薬を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器のに加えて、代替内内電気設備を経由した常設代替交流電源設備のようの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。表に、系を禁病に必要な電動か(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。表に、系統の詳細については、「小、(3)(道) b ・ (□-1-1-1) 低圧代替注水系(常設)(複水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却(に記載する。◆ (極水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却(に記載する。◆ (極水移送ボンブ)による発電解からの冷却(に記載する。◆ (極水移送ボンブ)による発電解析の心の治却(に記載する。◆ (金) 低圧代替注水系(可樂型)による残留溶融炉心の冷却	I	器へ注水することで原子炉圧力	器へ注水することで原子炉圧力	配管・弁類、計測制御装置等で構	
(最近代替注水系(常設)(後水移送ボンブ)は、非常用交流電源 設備に加えて、代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 「佐正代替注水系(常設)(後水移送ボンブ)は、非常用交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な計とする。 ② (企一十一3~2 (後水移送ボンブ)による発電用限子炉の冷却」に記載する。 ③ 低圧代替注水系(常設) (後水移送ボンブ)による発電用限子炉の冷却」に記載する。 ③ (企一十一3~2) 低圧代替注水系(可検型)による残留溶融炉心の冷却 に記載する。 ④ (私程代替注水系(可検型)による残留溶融炉心の冷却 に記載する。 ④ (私程代替注水系(可検型)に よる残留溶融炉心の冷却 に記載する。 ④ (本移道溶融炉心の冷却)に記載する。 ④ (本移道溶肿炉心の冷却)に記述ないませい。 (本移道溶肿炉心の冷却)に記述ないませい。 (本移道液炉心の冷却)に記述ないませい。 (本移道液炉心の冷却)に記述ないませい。 (本移道液炉心の冷却)に記述ないませい。 (本移道液炉心の冷却)に記述ないませい。 (本移道液炉心の冷却)に記述ないませい。 (本格) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格) (本格)	I	容器内に存在する溶融炉心を冷		成し、復水移送ポンプにより、復	
 (佐圧代替注水系(常設)(復水移送ボンブ)は、非常用交流電源設備(加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備のらの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 は、所内常設蓄電式直流電源設備がらの給電が可能な設計とする。 (直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備がらの給電が可能な設計とする。 (直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備がらの給電が可能な設計とする。 (重流)は、所内常設蓄電式直流電源設備がらの給電が可能な設計とする。 (直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備がらの合物がある。 (値流)は、所内常設蓄に表表統のといては、「「1」、(3)(1) b. (c-1-1-1)低圧代替注水系(常設)(復水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (仮水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (位、水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (を水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (を水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (を水移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (本移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (本移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (本移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (本移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (本移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 (本移送ボンブ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 	I	却できる設計とする。	却できる設計とする。 ⑥b	水貯蔵タンクの水を残留熱除去	
低圧代替注水系(常設)(復水 移送ボンプ)は、非常用交流電源 設備に加えて、代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄器が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄器が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄器が可能な設 計とする。①(の 重複) 本系統の詳細については、「1) a、(a) 低圧代替注水系(常設) は水移送ボンプ)による発電用 原子炉の冷却」に記載する。◆ (b) 低圧代替注水系(可糠型)に よる残留溶融炉心の冷却	I	⑥b 【62条 36】		系等を経由して原子炉圧力容器	
低圧代替注水系(常設)(復水 移送ポンプ)は、非常用交流電源 設備に加えて、代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 ◆ また、系統可能については、「「」 (3)(i) b . (c-1-1)低圧代替 注水系(常設)(復水移送ポンプ) による発電用原子炉の冷却」に記載する。◆ (復水移送ポンプ)による発電用 原子炉の冷却」に記載する。◆	I			へ注水することで原子炉圧力容	
低圧代替注水系(常設)(復水 移送ボンプ)は、非常用交流電源 設備に加えて、代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 計とする。 11 (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (③)(ii)b . (c-1-1-1)低圧代替 注水系(常設)(復水移送ボンプ) による発電用原子炉の冷却」に記載する。 3 (c-1-3-2)低圧代替注水系(可搬型)に記る残留溶融炉心の冷却 地上、る残留溶融炉心の冷却 といる残留溶融炉心の冷却	I			器内に存在する溶融炉心を冷却	
移送ボンプ)は、非常用交流電源 設備に加えて、代替所内電気設備 を経由した常設代替交流電源設 備アは可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 計とする。 1 (7a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(i) b (c-1-1)低圧代替 注水系(常設)(復水移送ボンプ) による発電用原子炉の冷却」に記 載する。 3 (c-1-3-2)低圧代替注水系(可搬 型)による残留溶融炉心の冷却 と終述がプ)による残留溶融炉心の冷却 と表残留溶融炉心の冷却 (b)低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却	I			できる設計とする。 🗘 (⑥b 重複)	
設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備 な経由した常設代替交流電源設備 がらの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁 (直流) は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。	I		低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	
を経由した常設代替交流電源設備 のようの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。上、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。「(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。「(で)の重複) 本系統の詳細については、「ホ(3)(ii) b . (c-1-1-1)低圧代替注水系(常設)(後水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③ (c-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 と移動が開放した常設代替交流電源設備がある。 (で)の名電が可能な設計とする。 (で)の名電被が可能な設計とする。 (で)の名電を表述の計画を表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表述の表	I		移送ポンプ) は、非常用交流電源	移送ポンプ) は、非常用交流電源	
備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 計とする。 □ (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(ii) b . (c-1-1)(低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③ (c-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 (b) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 (c) 低压代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 (b) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却	I		設備に加えて,代替所内電気設備	設備に加えて,代替所内電気設備	
からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設 計とする。 □ (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(ii) b . (c-1-1-1)低圧代替 注水系(常設)(復水移送ポンプ) による発電用原子炉の冷却」に記 載する。 ③ (c-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬 型)による残留溶融炉心の冷却 からの給電が可能な設計とする。 また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 ・ 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 電源設備からの給電が可能な設計とする。 (② (② 1 重複) 本系統の詳細については、「(1) a . (a) 低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)による発電用 原子炉の冷却」に記載する。 ③	I		を経由した常設代替交流電源設	を経由した常設代替交流電源設	
また、系統構成に必要な電動弁 (直流)は、所内常設蓄電式直流 電源設備からの給電が可能な設計とする。 ① (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(ii) b . (c-1-1-1)低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③ (c-1-3-2)低圧代替注水系(可搬 型)による残留溶融炉心の冷却 はまる残留溶融炉心の冷却 はよる残留溶融炉心の冷却 は流が、できないでは、「(1) a . (a)低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③	I		備又は可搬型代替交流電源設備	備又は可搬型代替交流電源設備	
(直流) は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 ① (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(ii) b. (c-1-1) 低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ) による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③ (で-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬型) による残留溶融炉心の冷却 にお残留溶融炉心の冷却 による残留溶融炉心の冷却 による残留溶融炉心の冷却 による残留溶融炉心の冷却	I		からの給電が可能な設計とする。	からの給電が可能な設計とする。	
電源設備からの給電が可能な設計とする。① (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(ii) b. (c-1-1-1)低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。③ (復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却」に記載する。③ (夜水移送ポンプ)に記載する。④ (で-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 (b) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却	I		また、系統構成に必要な電動弁	また,系統構成に必要な電動弁	
計とする。① (⑦a 重複) 本系統の詳細については、「ホ (3)(ii)b.(c-1-1-1)低圧代替 注水系(常設)(復水移送ポンプ) による発電用原子炉の冷却」に記載する。③ (c-1-3-2)低圧代替注水系(可搬 型)による残留溶融炉心の冷却 はる残留溶融炉心の冷却 はる残留溶融炉心の冷却 はる残留溶融炉心の冷却	I		(直流) は,所内常設蓄電式直流	(直流) は, 所内常設蓄電式直流	
本系統の詳細については、「ホ (3)(ii) b. (c-1-1-1)低圧代替	I				
(3)(ii) b . (c-1-1-1)低圧代替注水系(常設) 注水系(常設)(復水移送ポンプ) による発電用原子炉の冷却」に記載する。③ (c-1-3-2)低圧代替注水系(可搬型)に 型)による残留溶融炉心の冷却 (b)低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却	I		計とする。 🗓 (⑦a 重複)	計とする。 ① (⑦a 重複)	
注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発電用 による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③ (で-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 (b) 低圧代替注水系(可搬型)による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却	I		本系統の詳細については,「ホ	本系統の詳細については,「(1)	
による発電用原子炉の冷却」に記載する。 ③ 原子炉の冷却」に記載する。 ③ (c-1-3-2) 低圧代替注水系 (可搬 型) による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却	I		(3)(ii)b . (c-1-1-1)低圧代替	a. (a) 低圧代替注水系(常設)	
載する。3 (c-1-3-2) 低圧代替注水系 (可搬 型) による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却			注水系(常設)(復水移送ポンプ)	(復水移送ポンプ)による発電用	
(c-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬 型) による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却				原子炉の冷却」に記載する。③	
型)による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却			載する。 3		
型)による残留溶融炉心の冷却 よる残留溶融炉心の冷却			(c-1-3-2) 低圧代替注水系(可搬	 (b)低圧代替注水系(可搬型)に	
	I				
!	I	炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生	炉心の著しい損傷,溶融が発生	 原子炉冷却系統施設(個別)
	I				5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)
器内に溶融炉心が存在する場合 器内に溶融炉心が存在する場合 器内に溶融炉心が存在する場合 による原子炉注水	I			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
に、溶融炉心を冷却し、原子炉格 に、溶融炉心を冷却し、原子炉格 に、溶融炉心を冷却し、原子炉格	ı				
納容器の破損を防止するための	I		-		
重大事故等対処設備として,低圧 重大事故等対処設備として,低圧 重大事故等対処設備として,低圧					
代替注水系(可搬型)は,大容量 代替注水系(可搬型)は,大容量 代替注水系(可搬型)を使用する。	ı				
送水ポンプ (タイプ I) により, 送水ポンプ (タイプ I) により, 低圧代替注水系 (可搬型) は,					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	一种 一	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
1人 [17] 在 十八元只] 月千7八	設工認申請書 基本設計方針(後)	本文	於直計可中請者 添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	代替淡水源の水を残留熱除去系	代替淡水源の水を残留熱除去系	大容量送水ポンプ (タイプ I),		
	等を経由して原子炉圧力容器に	等を経由して原子炉圧力容器へ	配管・ホース・弁類,計測制御装		
	注水することで原子炉圧力容器	注水することで原子炉圧力容器	置等で構成し,大容量送水ポンプ		
	内に存在する溶融炉心を冷却で	内に存在する溶融炉心を冷却で	(タイプⅠ) により, 代替淡水源		
	きる設計とする。	<u>きる設計とする。</u> ⑥c	の水を残留熱除去系等を経由し		
	⑥c 【62 条 37】		て原子炉圧力容器へ注水するこ		
			とで原子炉圧力容器内に存在す		
			る溶融炉心を冷却できる設計と		
			する。��(⑥c 重複)		
		低圧代替注水系 (可搬型) は,	低圧代替注水系 (可搬型) は,		
		代替淡水源が枯渇した場合にお	代替淡水源が枯渇した場合にお		
		いて, 重大事故等の収束に必要と	いて,重大事故等の収束に必要と		
		なる水の供給設備である大容量	なる水の供給設備である大容量		
		送水ポンプ (タイプ I) により海	送水ポンプ (タイプ I) により海		
		を利用できる設計とする。 1 (2)	を利用できる設計とする。 🗘 (②		
		d 重複)	d 重複)		
		低圧代替注水系(可搬型)は,	低圧代替注水系(可搬型)は、		
		非常用交流電源設備に加えて,代	非常用交流電源設備に加えて,代		
		替所内電気設備を経由した常設	替所内電気設備を経由した常設		
		代替交流電源設備又は可搬型代	代替交流電源設備又は可搬型代		
		替交流電源設備からの給電が可	替交流電源設備からの給電が可		
		能な設計とする。 1 (⑦c 重複)	能な設計とする。 ① (⑦c 重複)		
		また、大容量送水ポンプ (タイ	また、大容量送水ポンプ (タイ		
			プI)は、空冷式のディーゼルエ		
		ンジンにより駆動できる設計と	ンジンにより駆動できる設計と		
		プランにより駆動できる設計と する。	する。 ◆ (②e 重複)		
		9 る。 日 (②) 星夜/	燃料は、燃料補給設備である軽		
			油タンク又はガスタービン発電		
			設備軽油タンク及びタンクロー		
			リにより補給できる設計とする。		
			リにより備和 (さる試訂とする。 ◆ (⑨a 重複)		
		本系統の詳細については、「ホ	本系統の詳細については,「(1)		
		(3)(ii)b. (c-1-1-3)低圧代替	a.(c) 低圧代替注水系(可搬型)		
		注水系(可搬型)による発電用原	による発電用原子炉の冷却」に記		
		子炉の冷却」に記載する。 3	載する。③		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

要水事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系は,代替循環冷却がより,残留熱除去系を経出して心がでかって、のプール水を残留熱除去系を経出して、原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を治力できる設計とする。また,本系統に使用する冷却水は,原子炉補機代替冷却水系(原子炉補機代替冷却水系)と供給できる設計とする。 ③f⑥d【62条38】	(c-1-3-3) 代替循環冷却系による残留溶融炉心の冷却炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷却系①b⑥a は、代替循環冷却ポンプにより,残留熱除去系熱交換器にて冷却された,サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計とする。⑥d	(c) 代替循環冷却系による残留溶融炉心の冷却炉心の溶しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として,代替循環冷却系を使用する。代替循環冷却系を使用する。代替循環冷却系とは,代替循環冷却系とで,残留熱除去系熱交換器,配管・弁類,計測制御装置等で構成し,代替循環冷却が必ずにより,残留熱除去系熱交換器にて冷却された,サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原子炉圧力容器になって原子炉圧力容器できる設計とする。①(①b⑥a⑥d重複)本系統の詳細については,「9.3原子炉格納容器の過圧で破損を防止するための設備」に記載する。③	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	原子炉冷却系統施設(個別) 5.7 代替循環冷却系 ③f 引用元: P51		
	代替循環冷却系は,非常用交流 電源設備に加えて,代替所内電気 設備を経由した常設代替交流電 源設備からの給電が可能な設計 とする。				同上		
	⑦d 【62条39】 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備として、想定される			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	⑦d 引用元: P51 原子炉冷却系統施設(個別) 7.1.1 系統構成		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の対比表		<u> </u>
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	重大事故等時において,設計基準				
	事故対処設備である原子炉補機				
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系				
	を含む。)が使用できる場合は,				
	重大事故等対処設備(設計基準拡				
	張)として使用できる設計とす				
	る。				
	⑪c 【62 条 40】				⑩c 引用元: P53
	非常用取水設備の貯留堰, 取水			同趣旨の記載であるが、表現の違	非常用取水設備
	口、取水路及び海水ポンプ室は、			いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい				針
	て,設計基準事故対処設備の一部				
	を流路として使用することから,				
	流路に係る機能について重大事				
	故等対処設備としての設計を行				
	う。				
	⑩a⑩b 【62 条 41】				⑩a⑩b 引用元:P54
	原子炉補機代替冷却水系は,原			設備設計の明確化	 原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器			(海水の取水流路を具体的に記	
	ユニットを原子炉補機冷却水系			載)	
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ				
	イプ I)により取水口又は海水ポ				
	ンプ室から海水を取水し,原子炉				
	補機代替冷却水系熱交換器ユニ				
	ットに海水を送水することで,残				
	留熱除去系熱交換器で除去した				
	熱を最終的な熱の逃がし場であ				
	る海へ輸送できる設計とする。				
	①d 【62 条 42】				⑪d 引用元: P51
	原子炉補機代替冷却水系熱交			設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ			(可搬型設備の駆動源を明記)	
	ンプ(タイプ I)は、空冷式のデ				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	ィーゼルエンジンにより駆動で							
	きる設計とする。							
	① 【62条43】							
	大容量送水ポンプ (タイプ I)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備			
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	1. 補機駆動用燃料設備			
	水ポンプ (タイプ I) (燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認				
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)				
	原子炉補機代替冷却水系熱交							
	換器ユニットのポンプ駆動用燃							
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニット (燃料タンク) に							
	貯蔵する。							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクは、大容量送水ポンプ (タイ							
	プ I) 及び原子炉補機代替冷却水							
	系熱交換器ユニットの燃料を貯							
	蔵できる設計とする。							
	大容量送水ポンプ(タイプI)							
	及び原子炉補機代替冷却水系熱							
	交換器ユニットの燃料は,燃料補							
	給設備である非常用ディーゼル							
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス							
	プレイ系ディーゼル発電設備軽							
	油タンク又はガスタービン発電							
	設備軽油タンクよりタンクロー							
	リを用いて補給できる設計とす							
	る。							
	非常用ディーゼル発電設備軽							
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ							
	ィーゼル発電設備軽油タンク又							
	はガスタービン発電設備軽油タ							
	ンクからタンクローリへの燃料							
	の補給は、ホースを用いる設計と							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争頃と	この対比表	•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	する。 ⑨ c 【62条 44】				⑨c 引用元:P52
	原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設は,ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「7.3原子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)により行う設計とする。 ①【62条45】			設備設計の明確化 (ホース延長回収車の機能及び その兼用先について記載)	原子炉冷却系統施設(個別) 7.3.1 系統構成
	非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。			同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針
	⑩a⑩b【62条46】 代替循環冷却系の流路として, 設計基準対象施設である残留熱 除去系熱交換器,原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧 力容器内部構造物を重大事故等 対処設備として使用することから,流路に係る機能について重大 事故等対処設備としての設計を			設備設計の明確化 (流路として使用する原子炉圧 力容器内部の構造物を明記,機器 名称は工認要目表名称とした)	⑩a⑩b 引用元: P54 原子炉冷却系統施設 (個別) 5.7 代替循環冷却系
	行う。 8f8g 【62条47】				⑧f⑧g 引用元:P52

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	発電用原子炉停止中において 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却 モード) の機能が喪失した場合及 び発電用原子炉停止中において 全交流動力電源喪失又は原子炉 補機冷却水系 (原子炉補機冷却海 水系を含む。) 機能喪失によるサ ポート系の故障により, 残留熱除 去系 (原子炉停止時冷却モード) が起動できない場合の重大事故	(c-2) 原子炉停止中の場合に用いる設備 (c-2-1) フロントライン系故障時に用いる設備 (c-2-1-1) 低圧代替注水系(常設)による発電用原子炉の冷却発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(常設)は、「ホ(3)(ii)b.(c-1-1-1)低圧代替注水系(常設)は、「ホ(3)である。3g	(2) 原子炉停止中の場合に用いる設備 a.フロントライン系故障時に用いる設備 (a) 低圧代替注水系(常設)による発電用原子炉の冷却 発電用原子炉停止中において 残留熱除去系(原子炉停止時冷却 モード)の機能が喪失した場合の 重大事故等対処設備として使用 する低圧代替注水系(常設)は、 「(1) a. (a) 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発 電用原子炉の冷却」と同じである。 ①(③g 重複)	設備設計の明確化 (系統構成等の設計方針につい て,具体的に記載)	原子炉冷却系統施設 (個別) 5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復 水移送ポンプ)による原子炉注水			
	等対処設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。 ③g3h【62条48】 発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止中において全交流動力電源要失した場合及び発電用原子炉停止中において全交流動力電源要失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却モード)が起動できない場合の重大事故	(c-2-1-2) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(可搬型)は、「ホ(3)(ii)b.(c-1-1-3)低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却」と同じである。 ③i	(b) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として使用する低圧代替注水系(可搬型)は、「(1) a. (c) 低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却」と同じである。①(③i重複)	設備設計の明確化 (系統構成等の設計方針につい て,具体的に記載)	③h 引用元: P29 原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.3 低圧代替注水系(可搬型) による原子炉注水			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	等対処設備として,低圧代替注水	(c-2-2) サポート系故障時に用		NO THE WHIMPIC WAS	
	系(可搬型)は、大容量送水ポン	いる設備	備		
	プ(タイプI)により、代替淡水	(c-2-2-1) 低圧代替注水系(常	(a) 低圧代替注水系 (常設) によ		
	源の水を残留熱除去系等を経由	設)による発電用原子炉の冷却	る発電用原子炉の冷却		
	して原子炉圧力容器に注水する	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において		
	ことで炉心を冷却できる設計と	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉		
	する。	補機冷却水系 (原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海		
	③i③j 【62条 49】	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		③i 引用元: P28
		ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
		去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)		
		が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
		等対処設備として使用する低圧	等対処設備として使用する低圧		
		代替注水系(常設)は,「ホ(3)(ii)	代替注水系(常設)は,「(1)a.		
		b. (c-1-1-1) 低圧代替注水系	(a) 低圧代替注水系(常設)(復		
		(常設)(復水移送ポンプ)によ	水移送ポンプ) による発電用原子		
		る発電用原子炉の冷却」と同じで	炉の冷却」と同じである。		
		ある。 <mark>③h</mark>	◆ (③h 重複)		
		(c-2-2-2) 低圧代替注水系(可搬	(b) 低圧代替注水系(可搬型)に		
		型)による発電用原子炉の冷却	よる発電用原子炉の冷却		
		発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において		
		全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉		
		補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海		
		水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		
		ポート系の故障により、残留熱除	ポート系の故障により、残留熱除		
		去系(原子炉停止時冷却モード)	去系(原子炉停止時冷却モード)		
		が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
		等対処設備として使用する低圧	等対処設備として使用する低圧		
		代替注水系(可搬型)は、「ホ	代替注水系(可搬型)は,「(1) a.		
		(3)(ii)b. (c-1-1-3) 低圧代替	(c) 低圧代替注水系(可搬型)に		
		注水系(可搬型)による発電用原	よる発電用原子炉の冷却」と同じ		
		子炉の冷却」と同じである。③j	である。��(③j 重複)		
		(-000) 冷訊// # 大次承海河	(_) 冶乳体转去法壳源乳件>~ 1		
		(c-2-2-3) 常設代替交流電源設	(c) 常設代替交流電源設備によ		
		備による残留熱除去系(原子炉停	る残留熱除去系(原子炉停止時冷		
		止時冷却モード)の復旧	却モード)の復旧		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類(からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設置許可申請書	2の対比表 - 設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	発電用原子炉停止中において	設備記載の適正化	原子炉冷却系統施設 (個別)
	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉	全交流動力電源喪失又は原子炉	(機器名称は工認要目表名称と	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	補機冷却水系 (原子炉補機冷却海	補機冷却水系(原子炉補機冷却海	した)	
	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ	水系を含む。)機能喪失によるサ		
	ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除	ポート系の故障により,残留熱除		
	去系(原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)	去系 (原子炉停止時冷却モード)		
	が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故	が起動できない場合の重大事故		
	等対処設備として,常設代替交流	等対処設備として,常設代替交流	等対処設備として,常設代替交流		
	電源設備を使用し,残留熱除去系	電源設備を使用し,残留熱除去系	電源設備を使用し,残留熱除去系		
	(原子炉停止時冷却モード)を復	(原子炉停止時冷却モード)を復	(原子炉停止時冷却モード)を復		
	旧できる設計とする。残留熱除去	旧する。	旧する。		
	系(原子炉停止時冷却モード)は,	残留熱除去系(原子炉停止時冷	残留熱除去系(原子炉停止時冷		
	常設代替交流電源設備からの給	却モード) は、常設代替交流電源	却モード) は、常設代替交流電源		
	電により機能を復旧し,原子炉冷	設備からの給電により機能を復	設備からの給電により機能を復		
	却材を原子炉圧力容器から残留	旧し,冷却材を原子炉圧力容器か	旧し,冷却材を原子炉圧力容器か		
	熱除去系ポンプ及び残留熱除去	ら残留熱除去系ポンプ及び熱交	ら残留熱除去系ポンプ及び熱交		
	系熱交換器を経由して原子炉圧	換器を経由して原子炉圧力容器	換器を経由して原子炉圧力容器		
	力容器に戻すことにより炉心を	に戻すことにより炉心を冷却で	に戻すことにより炉心を冷却で		
	冷却できる設計とする。本系統に	きる設計とする。	きる設計とする。		
	使用する冷却水は,原子炉補機冷	本系統に使用する冷却水は,原	本系統に使用する冷却水は,原		
	却水系 (原子炉補機冷却海水系を	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷		
	含む。)又は原子炉補機代替冷却	<u> 却海水系を含む。)又は原子炉補</u>	却海水系を含む。)又は原子炉補		
	水系から供給できる設計とする。	機代替冷却水系から供給できる	機代替冷却水系から供給できる		
	⑤c 【62 条 50】	<u>設計とする。</u>	設計とする。		
		⑤c	◆(⑤c 重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			·常設代替交流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・原子炉補機代替冷却水系 (5.10		
			最終ヒートシンクへ熱を輸送		
			するための設備)		
			②		
	原子炉冷却材圧力バウンダリ			同趣旨の記載であるが,表現の違	原子炉冷却系統施設(個別)
	低圧時に発電用原子炉を冷却す		る原子炉圧力容器を重大事故等	いによる差異あり	7.1.1 系統構成
	るための設備として, 想定される		対処設備として使用し、8h設計		
	重大事故等時において,設計基準		<u>基準事故対処設備である</u> 残留熱		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦	どの対比表 └───	<u>'</u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	事故対処設備である原子炉補機		除去系(原子炉停止時冷却モー		
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系		ド)及び原子炉補機冷却水系(原		
	を含む。)が使用できる場合は,		子炉補機冷却海水系を含む。)を		
	重大事故等対処設備(設計基準拡		重大事故等対処設備(設計基準拡		
	張)として使用できる設計とす		<u>張)として使用</u> する。 <u>(1</u>)e		
	る。		原子炉圧力容器については,		
	①e 【62条 51】		「5.1 原子炉圧力容器及び一次		
			冷却材設備」に記載する。		
	非常用取水設備の貯留堰, 取水		残留熱除去系については,「5.2	同趣旨の記載であるが,表現の違	非常用取水設備
	口, 取水路及び海水ポンプ室は,		残留熱除去系」に記載する。	いによる差異あり	1. 非常用取水設備の基本設計方
	想定される重大事故等時におい		低圧炉心スプレイ系については,		針
	て, 設計基準事故対処設備の一部		「5.3 非常用炉心冷却系」に記載		
	を流路として使用することから,		する。		
	流路に係る機能について重大事		復水貯蔵タンク及びサプレッ		
	故等対処設備としての設計を行		ションチェンバについては,「5.7		
	う。		重大事故等の収束に必要となる		
	⑩a⑩b 【62条 52】		水の供給設備」に記載する。		⑩a⑩b 引用元:P54
			原子炉補機冷却水系(原子炉補		
	原子炉補機代替冷却水系は,原		機冷却海水系を含む。)について	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	子炉補機代替冷却水系熱交換器		は,「5.9 原子炉補機冷却系」に	(サポート系故障時に使用する	7.3.1 系統構成
	ユニットを原子炉補機冷却水系		記載する。	原子炉補機代替冷却水系の具体	
	に接続し、大容量送水ポンプ(タ		原子炉補機代替冷却水系につ	的な設計方針について記載)	
	イプ I) により取水口又は海水ポ		いては,「5.10 最終ヒートシンク		
	ンプ室から海水を取水し,原子炉		へ熱を輸送するための設備」に記		
	補機代替冷却水系熱交換器ユニ		載する。		
	ットに海水を送水することで, 残		非常用交流電源設備について		
	留熱除去系熱交換器で除去した		は,「10.1 非常用電源設備」に記		
	熱を最終的な熱の逃がし場であ		載する。		
	る海へ輸送できる設計とする。	常設代替交流電源設備,可搬型	常設代替交流電源設備,可搬型		
	⑪ 【62条53】	代替交流電源設備,代替所內電気	代替交流電源設備,代替所内電気		
		設備,所內常設蓄電式直流電源設	設備,所內常設蓄電式直流電源設		
	原子炉補機代替冷却水系熱交	備及び常設代替直流電源設備に	備,常設代替直流電源設備及び燃	設備設計の明確化	同上
	換器ユニット及び大容量送水ポ	ついては,「ヌ(2)(iv) 代替電源	料補給設備については,「10.2 代	(大容量送水ポンプの駆動源を	
	ンプ(タイプ I)は、空冷式のデ	設備」に記載する。3	替電源設備」に記載する。	明確化)	
	ィーゼルエンジンにより駆動で		③		
	きる設計とする。				
	⑪ 【62条 54】				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考				
	大容量送水ポンプ (タイプ I)			設備設計の明確化	補機駆動用燃料設備				
	のポンプ駆動用燃料は,大容量送			(大容量送水ポンプ車での燃料	1. 補機駆動用燃料設備				
	水ポンプ(タイプI)(燃料タン			貯蔵先の明確化,機器名称は工認					
	ク)に貯蔵する。			要目表名称とした)					
	原子炉補機代替冷却水系熱交								
	換器ユニットのポンプ駆動用燃								
	料は,原子炉補機代替冷却水系熱								
	交換器ユニット (燃料タンク) に								
	貯蔵する。								
	非常用ディーゼル発電設備軽								
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ								
	ィーゼル発電設備軽油タンク又								
	はガスタービン発電設備軽油タ								
	ンクは、大容量送水ポンプ (タイ								
	プ I) 及び原子炉補機代替冷却水								
	系熱交換器ユニットの燃料を貯								
	蔵できる設計とする。								
	大容量送水ポンプ (タイプ I)								
	及び原子炉補機代替冷却水系熱								
	交換器ユニットの燃料は,燃料補								
	給設備である非常用ディーゼル								
	発電設備軽油タンク, 高圧炉心ス								
	プレイ系ディーゼル発電設備軽								
	油タンク又はガスタービン発電								
	設備軽油タンクよりタンクロー								
	リを用いて補給できる設計とす								
	る。								
	非常用ディーゼル発電設備軽								
	油タンク, 高圧炉心スプレイ系デ								
	ィーゼル発電設備軽油タンク又								
	はガスタービン発電設備軽油タ								
	ンクからタンクローリへの燃料								
	の補給は、ホースを用いる設計と								
	する。								
	⑨b 【62条 55】				⑨b 引用元: P53				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	∵の対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施			設備設計の明確化 (ホース延長回収車の機能及び その兼用先について記載)	原子炉冷却系統施設(個別) 7.3.1 系統構成
	設のうち「4.2 燃料プール代替 注水系」の設備を原子炉冷却系統 施設のうち「7.3 原子炉補機代 替冷却水系」の設備として兼用) により行う設計とする。 ① 【62条56】				
	非常用取水設備の貯留堰,取水口,取水路及び海水ポンプ室は,想定される重大事故等時において,設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	非常用取水設備 1. 非常用取水設備の基本設計方 針
	う。 ⑩a⑩b 【62 条 57】				⑩a⑩b 引用元:P54
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等			設備設計の明確化 (流路として使用する,原子炉圧 力容器内部の構造物について明 記)	原子炉冷却系統施設(個別) 4.1.2 原子炉停止時冷却モード
	対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。 ⑧h 【62条58】				⑧h 引用元:P30

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
	残留熱除去系(低圧注水モー			設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)			
	ド), 残留熱除去系(原子炉停止			(重大事故等対処設備(設計基準	4.1.2 原子炉停止時冷却モード			
	時冷却モード)及び低圧炉心スプ			拡張)の設備について、多様性、	5.3.2 多様性,位置的分散等			
	レイ系は,設計基準事故対処設備			位置的分散等を考慮するものは	5.9.2 多様性,位置的分散等			
	であるとともに, 重大事故等時に			なく,技術基準 54 条の適用外で				
	おいても使用するため,重大事故			ある旨を具体化して記載)				
	等対処設備としての基本方針に							
	示す設計方針を適用する。ただ							
	し,多様性及び独立性並びに位置							
	的分散を考慮すべき対象の設計							
	基準事故対処設備はないことか							
	ら, 重大事故等対処設備の基本方							
	針のうち「5.1.2 多様性,位置							
	的分散等」に示す設計方針は適用							
	しない。				④a 引用元:P1			
	④a④b 【62条59】				④b 引用元: P3			
			5.6.2.1 多様性及び独立性,位置					
			的分散					
			基本方針については,「1.1.7.1					
			多様性, 位置的分散, 悪影響防止					
			等」に示す。③					
	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系(常設)(復水	低圧代替注水系 (常設) (復水		原子炉冷却系統施設(個別)			
	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低	移送ポンプ)は,残留熱除去系(低		5.6.4 多重性又は多様性及び3			
	圧注水モード及び原子炉停止時	圧注水モード及び原子炉停止時	圧注水モード及び原子炉停止時		立性, 位置的分散			
	冷却モード) 及び低圧炉心スプレ	冷却モード) 及び低圧炉心スプレ	冷却モード) 及び低圧炉心スプレ					
	イ系と共通要因によって同時に		イ系と共通要因によって同時に					
	機能を損なわないよう,復水移送	機能を損なわないよう,復水移送	機能を損なわないよう,復水移送					
	ポンプを代替所内電気設備を経	ポンプを代替所内電気設備を経	ポンプを代替所内電気設備を経					
	由した常設代替交流電源設備又	由した常設代替交流電源設備又	由した常設代替交流電源設備又					
	は可搬型代替交流電源設備から	は可搬型代替交流電源設備から	は可搬型代替交流電源設備から					
	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非					
	常用所内電気設備を経由した非	常用所内電気設備を経由した非	常用所内電気設備を経由した非					
	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に					
	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン					
	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注					
	水モード及び原子炉停止時冷却	水モード及び原子炉停止時冷却	水モード及び原子炉停止時冷却					
	モード)及び低圧炉心スプレイ系	モード)及び低圧炉心スプレイ系	モード)及び低圧炉心スプレイ系					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	要求事項との対比表 └────────					
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	ポンプを用いた低圧炉心スプレ	ポンプを用いた低圧炉心スプレ	ポンプを用いた低圧炉心スプレ			
	イ系に対して多様性を有する設	<u>イ系に対して多様性を有する設</u>	イ系に対して多様性を有する設			
	計とする。	<u>計とする。</u> ④c	計とする。 ① (④c 重複)			
	4 c 【62条60】					
	低圧代替注水系 (常設) (復水	低圧代替注水系 (常設) (復水	低圧代替注水系(常設)(復水		原子炉冷却系統施設 (個別)	
	移送ポンプ) の電動弁 (交流) は,	移送ポンプ) の電動弁 (交流) は,	移送ポンプ) の電動弁 (交流) は,		5.6.4 多重性又は多様性及び独	
	ハンドルを設けて手動操作を可	ハンドルを設けて手動操作を可	ハンドルを設けて手動操作を可		立性, 位置的分散	
	能とすることで,非常用交流電源	能とすることで,非常用交流電源	能とすることで,非常用交流電源			
	設備からの給電による遠隔操作	設備からの給電による遠隔操作	設備からの給電による遠隔操作			
	に対して多様性を有する設計と	<u>に対して多様性を有する設計と</u>	に対して多様性を有する設計と			
	する。また,低圧代替注水系(常	<u>する。</u>	する。また,低圧代替注水系(常			
	設)(復水移送ポンプ)の電動弁	また,低圧代替注水系(常設)	設)(復水移送ポンプ)の電動弁			
	(交流)は、代替所内電気設備を	(復水移送ポンプ)の電動弁(交	(交流) は, 代替所内電気設備を			
	経由して給電する系統において,	流)は、代替所内電気設備を経由	経由して給電する系統において,			
	独立した電路で系統構成するこ	して給電する系統において,独立	独立した電路で系統構成するこ			
	とにより,非常用所内電気設備を	した電路で系統構成することに	とにより,非常用所内電気設備を			
	経由して給電する系統に対して	より、非常用所内電気設備を経由	経由して給電する系統に対して			
	独立性を有する設計とする。	して給電する系統に対して独立	独立性を有する設計とする。			
	4d 【62 条 61】	<u>性を有する設計とする。</u> ④d	(④d <u>重複</u>)また,電動弁(直流)			
			は、ハンドルを設けて手動操作を			
	低圧代替注水系(常設)(復水	また、電動弁(直流)は、ハン	可能とすることで,所内常設蓄電	設備設計の明確化	同上	
	移送ポンプ)の電動弁(直流)は、	ドルを設けて手動操作を可能と	式直流電源設備からの給電によ	(直流の電動弁の独立性につい		
	ハンドルを設けて手動操作を可	することで,所内常設蓄電式直流	る遠隔操作に対して多様性を有	て明記)		
	能とすることで、所内常設蓄電式	電源設備からの給電による遠隔	する設計とする。 ① (④e 重複)			
	直流電源設備からの給電による	操作に対して多様性を有する設				
	遠隔操作に対して多様性を有す	<u>計とする。</u> ④e				
	る設計とする。また、低圧代替注					
	水系(常設)(復水移送ポンプ)					
	の電動弁(直流)は,125V 蓄電池					
	から 125V 直流主母線盤までの系					
	統において、独立した電路で系統 ### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #					
	構成することにより、非常用ディ					
	ーゼル発電機の交流を直流に変換する無数に対して、独立性を有					
	換する電路に対して,独立性を有					
	する設計とする。さらに、常設代表す海の場合は、この発言は、可					
	替直流電源設備からの給電も可					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

定根拠に関する説明書 別添-1) 様式-7

安米事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	能であり、125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統に おいて、独立した電路で系統構成 することにより、非常用ディーゼ ル発電機の交流を直流に変換す る電路に対して、独立性を有する 設計とする。 ④ e 【62条79】 低圧代替注水系(常設)(復水 移送ポンプ)は、復水貯蔵タンク を水源とすることで、サプレッションチェンバを水源とするの残とで、サプレク を水源とすることで、サプレフ 国際会議のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	また、低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)は、復水貯蔵 タンクを水源とすることで、サプ レッションチェンバを水源とす る残留熱除去系(低圧注水モー ド)及び低圧炉心スプレイ系に対 して異なる水源を有する設計と する。④f 復水移送ポンプは、原子炉建屋 原子炉棟内の残留熱除去系ポン プ及び低圧炉心スプレイ系ポン プ及び低圧炉心スプレイ系ポン プと異なる区画に設置すること で、共通要因によって同時に機能 を損なわないよう位置的分散を 図る設計とする。④g	また,低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)は,復水貯蔵 タンクを水源とすることで,サプレッションチェンバを水源とす る残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる水源を有する設計とする。 ①(④f 重複) 復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと異なる区画に設置することで,共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ①(④g 重複)	See day Barrissan Consideration	④e 引用元: P35 原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散 同上	
	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ④h【62条64】 低圧代替注水系(常設)(直流	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。4h	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ◆ (4) 重複)		同上	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜水車頃との対比率

			との対比表 └────		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留		
	熱除去系 (低圧注水モード) 及び	熱除去系(低圧注水モード)及び	熱除去系 (低圧注水モード) 及び		
	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因		
	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな		
	いよう,直流駆動低圧注水系ポン	いよう,直流駆動低圧注水系ポン	いよう,直流駆動低圧注水系ポン		
	プを常設代替直流電源設備から	プを常設代替直流電源設備から	プを常設代替直流電源設備から		
	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非	の給電により駆動することで,非		
	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に	常用交流電源設備からの給電に		
	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン	より駆動する残留熱除去系ポン		
	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注	プを用いた残留熱除去系(低圧注		
	水モード) 及び低圧炉心スプレイ	水モード) 及び低圧炉心スプレイ	水モード) 及び低圧炉心スプレイ		
	系ポンプを用いた低圧炉心スプ	系ポンプを用いた低圧炉心スプ	系ポンプを用いた低圧炉心スプ		
	レイ系に対して多様性を有する	レイ系に対して多様性を有する	レイ系に対して多様性を有する		
	設計とする。	<u>設計とする。</u> ④i	設計とする。 ① (④i 重複)		
	④i 【62条65】				
	低圧代替注水系(常設)(直流	低圧代替注水系 (常設) (直流	低圧代替注水系 (常設) (直流	設備設計の明確化	原子炉冷却系統施設(個別)
	駆動低圧注水系ポンプ) の電動弁	駆動低圧注水系ポンプ) の電動弁	駆動低圧注水系ポンプ) の電動弁	(直流の電動弁の独立性につい	5.6.4 多重性又は多様性及び独
	(直流)は、ハンドルを設けて手	(直流) は、ハンドルを設けて手	(直流) は、ハンドルを設けて手	て明記)	立性, 位置的分散
	動操作を可能とすることで, 所内	動操作を可能とすることで, 所内	動操作を可能とすることで,所内		
	常設蓄電式直流電源設備又は常	常設蓄電式直流電源設備又は常	常設蓄電式直流電源設備又は常		
	設代替直流電源設備からの給電	設代替直流電源設備からの給電	設代替直流電源設備からの給電		
	による遠隔操作に対して多様性	による遠隔操作に対して多様性	による遠隔操作に対して多様性		
	を有する設計とする。また,低圧	<u>を有する設計とする。</u> ④j	を有する設計とする。 ① (④ j 重		
	代替注水系 (常設) (直流駆動低		複)		
	圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)				
	は, 125V 蓄電池から 125V 直流主				
	母線盤までの系統において,独立				
	した電路で系統構成することに				
	より,非常用ディーゼル発電機の				
	交流を直流に変換する電路に対				
	して、独立性を有する設計とす				
	る。さらに, 125V 代替蓄電池から				
	125V 直流主母線盤までの系統に				
	おいて,独立した電路で系統構成				
	することにより,非常用ディーゼ				
	ル発電機の交流を直流に変換す				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

関する説明書 別添-1) 様式-7

安水事項とり対比衣						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
	る電路に対して,独立性を有する 設計とする。 ④j 【62条66】	7.2	INVIT EL 7947	次の金子は川ガギビの利丸	④j 引用元: P37	
	低圧代替注水系 (常設) (直流 駆動低圧注水系ポンプ) は,復水 貯蔵タンクを水源とすることで, サプレッションチェンバを水源 とする残留熱除去系 (低圧注水モード) 及び低圧炉心スプレイ系に 対して異なる水源を有する設計 とする。 (4) 【62条67】	また、低圧代替注水系(常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) は、復水貯蔵タンクを水源とする ことで、サプレッションチェンバ を水源とする残留熱除去系(低圧 注水モード)及び低圧炉心スプレ イ系に対して異なる水源を有す る設計とする。 ①k	また,低圧代替注水系(常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) は,復水貯蔵タンクを水源とする ことで,サプレッションチェンバ を水源とする残留熱除去系(低圧 注水モード)及び低圧炉心スプレ イ系に対して異なる水源を有す る設計とする。 ① (④k 重複)		原子炉冷却系統施設(個別) 5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散	
	直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 41 【62条68】	直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。41	直流駆動低圧注水系ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ①(41 重複)		同上	
	復水貯蔵タンクは,屋外に設置することで,原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ①m【62条69】	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。4m	復水貯蔵タンクは、屋外に設置することで、原子炉建屋原子炉棟内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 ① (4m 重複)		同上	
	低圧代替注水系(可搬型)は, 残留熱除去系(低圧注水モード及 び原子炉停止時冷却モード),低 圧炉心スプレイ系及び低圧代替 注水系(常設)と共通要因によっ	低圧代替注水系(可搬型)は, 残留熱除去系(低圧注水モード及 び原子炉停止時冷却モード),低 圧炉心スプレイ系及び低圧代替 注水系(常設)と共通要因によっ	低圧代替注水系(可搬型)は, 残留熱除去系(低圧注水モード及 び原子炉停止時冷却モード),低 圧炉心スプレイ系及び低圧代替 注水系(常設)と共通要因によっ		同上	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			との対比表し	九男先司 - 计终其源相则	T
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	て同時に機能を損なわないよう,	て同時に機能を損なわないよう,	て同時に機能を損なわないよう、		
	大容量送水ポンプ (タイプ I) を	大容量送水ポンプ (タイプ I) を	大容量送水ポンプ (タイプ I) を		
	空冷式のディーゼルエンジンに	空冷式のディーゼルエンジンに	空冷式のディーゼルエンジンに		
	より駆動することで,電動機駆動	より駆動することで, 電動機駆動	より駆動することで, 電動機駆動		
	ポンプにより構成される残留熱	ポンプにより構成される残留熱	ポンプにより構成される残留熱		
	除去系(低圧注水モード及び原子	除去系(低圧注水モード及び原子	除去系(低圧注水モード及び原子		
	炉停止時冷却モード), 低圧炉心	炉停止時冷却モード),低圧炉心	炉停止時冷却モード),低圧炉心		
	スプレイ系及び低圧代替注水系	スプレイ系及び低圧代替注水系	スプレイ系及び低圧代替注水系		
	(常設)に対して多様性を有する	(常設)に対して多様性を有する	(常設)に対して多様性を有する		
	設計とする。	<u>設計とする。</u> 4n	設計とする。①(④n 重複)		
	④n 【62条 70】				
	低圧代替注水系(可搬型)の電	 低圧代替注水系 (可搬型) の電	低圧代替注水系 (可搬型) の電		原子炉冷却系統施設(個別)
	動弁は、ハンドルを設けて手動操	動弁は、ハンドルを設けて手動操	動弁は、ハンドルを設けて手動操		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	作を可能とすることで、非常用交	作を可能とすることで、非常用交	作を可能とすることで、非常用交		立性, 位置的分散
	流電源設備からの給電による遠	流電源設備からの給電による遠	流電源設備からの給電による遠		
	隔操作に対して多様性を有する	隔操作に対して多様性を有する	隔操作に対して多様性を有する		
	設計とする。	設計とする。40	設計とする。 ② (④ o 重複)		
	40 【62条 71】	<u> </u>	But C / Do V (O S EIX)		
	また, 低圧代替注水系(可搬型)	また, 低圧代替注水系(可搬型)	また, 低圧代替注水系(可搬型)		同上
	の電動弁は,代替所内電気設備を	の電動弁は,代替所内電気設備を	の電動弁は,代替所内電気設備を		
	経由して給電する系統において,	――― 経由して給電する系統において,	経由して給電する系統において,		
	独立した電路で系統構成するこ	独立した電路で系統構成するこ	独立した電路で系統構成するこ		
	とにより,非常用所内電気設備を	とにより,非常用所内電気設備を	とにより,非常用所内電気設備を		
	経由して給電する系統に対して	経由して給電する系統に対して	経由して給電する系統に対して		
	独立性を有する設計とする。	独立性を有する設計とする。 ④ p	独立性を有する設計とする。 🗘		
	④p 【62条72】		(④p 重複)		
	低圧代替注水系(可搬型)は、	また,低圧代替注水系(可搬型)	また, 低圧代替注水系(可搬型)		同上
	代替淡水源を水源とすることで、	は、代替淡水源を水源とすること	は、代替淡水源を水源とすること		Ind T
	サプレッションチェンバを水源	で、サプレッションチェンバを水	で、サプレッションチェンバを水		
	とする残留熱除去系(低圧注水モ	源とする残留熱除去系(低圧注水	源とする残留熱除去系(低圧注水		
	ード)及び低圧炉心スプレイ系並	モード)及び低圧炉心スプレイ系	モード)及び低圧炉心スプレイ系		
	びに復水貯蔵タンクを水源とす	並びに復水貯蔵タンクを水源と	並びに復水貯蔵タンクを水源と		
	る低圧代替注水系(常設)に対し	する低圧代替注水系(常設)に対	する低圧代替注水系(常設)に対		
	て異なる水源を有する設計とす	して異なる水源を有する設計と	して異なる水源を有する設計と		
	くみなるかかで出りる以口にす	して光はつかかで用する以目と	してがよる小かで出する取用し		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
	る。	<u>する。</u> ④q	する。 ① (④q 重複)				
	4 q 【62条 73】						
	大容量送水ポンプ(タイプI)	大容量送水ポンプ(タイプ I)	大容量送水ポンプ(タイプ I)		原子炉冷却系統施設(個別)		
	は、原子炉建屋から離れた屋外に	は,原子炉建屋から離れた屋外に	は、原子炉建屋から離れた屋外に		5.6.4 多重性又は多様性及び独		
	分散して保管することで,原子炉	分散して保管することで,原子炉	分散して保管することで,原子炉		立性, 位置的分散		
	建屋原子炉棟内の残留熱除去系	建屋原子炉棟内の残留熱除去系	建屋原子炉棟内の残留熱除去系				
	ポンプ, 低圧炉心スプレイ系ポン	ポンプ, 低圧炉心スプレイ系ポン	ポンプ, 低圧炉心スプレイ系ポン				
	プ及び復水移送ポンプ並びに原	プ及び復水移送ポンプ並びに原	プ及び復水移送ポンプ並びに原				
	子炉建屋付属棟内の直流駆動低	子炉建屋付属棟内の直流駆動低	子炉建屋付属棟内の直流駆動低				
	圧注水系ポンプと共通要因によ	圧注水系ポンプと共通要因によ	圧注水系ポンプと共通要因によ				
	って同時に機能を損なわないよ	って同時に機能を損なわないよ	って同時に機能を損なわないよ				
	う位置的分散を図る設計とする。	う位置的分散を図る設計とする。	う位置的分散を図る設計とする。				
	4 r 【62条 74】	<u>4</u> r	҈ (④r 重複)				
	大容量送水ポンプ (タイプ I)	大容量送水ポンプ (タイプ I)	大容量送水ポンプ(タイプ I)		同上		
	の接続口は, 共通要因によって接	の接続口は,共通要因によって接	の接続口は, 共通要因によって接				
	続できなくなることを防止する	続できなくなることを防止する	続できなくなることを防止する				
	ため,位置的分散を図った複数箇	ため,位置的分散を図った複数箇	ため,位置的分散を図った複数箇				
	所に設置する設計とする。	所に設置する設計とする。 4s	所に設置する設計とする。 (④				
	④s 【62条 75】		s 重複)				
	低圧代替注水系 (常設) (復水	低圧代替注水系 (常設) (復水	低圧代替注水系 (常設) (復水		同上		
	移送ポンプ) 及び低圧代替注水系	移送ポンプ) 及び低圧代替注水系	移送ポンプ) 及び低圧代替注水系				
	(可搬型) は, 残留熱除去系及び	(可搬型) は, 残留熱除去系及び	(可搬型) は, 残留熱除去系及び				
	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因	低圧炉心スプレイ系と共通要因				
	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな	によって同時に機能を損なわな				
	いよう,水源から残留熱除去系配	いよう,水源から残留熱除去系配	いよう,水源から残留熱除去系配				
	管との合流点までの系統につい	管との合流点までの系統につい	管との合流点までの系統につい				
	て,残留熱除去系に対して独立性	て,残留熱除去系に対して独立性	て,残留熱除去系に対して独立性				
	を有する設計とする。	<u>を有する設計とする。</u> ④t	を有する設計とする。 ① (④t 重				
	④t 【62条 76】		複)				
	低圧代替注水系 (常設) (直流	低圧代替注水系 (常設) (直流	低圧代替注水系 (常設) (直流		同上		
	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留	駆動低圧注水系ポンプ) は, 残留				
	熱除去系及び低圧炉心スプレイ	熱除去系及び低圧炉心スプレイ	熱除去系及び低圧炉心スプレイ				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	系と共通要因によって同時に機	系と共通要因によって同時に機	系と共通要因によって同時に機		
	能を損なわないよう,流路を独立	能を損なわないよう,流路を独立	能を損なわないよう,流路を独立		
	することで独立性を有する設計	することで独立性を有する設計	することで独立性を有する設計		
	とする。	<u>とする。</u> ④u	とする。��(④u 重複)		
	④ u 【62 条 77】				
	これらの多様性及び系統の独	これらの多様性及び系統の独	これらの多様性及び系統の独		原子炉冷却系統施設 (個別)
	立性並びに位置的分散によって,	立性並びに位置的分散によって,	立性並びに位置的分散によって,		5.6.4 多重性又は多様性及び独
	低圧代替注水系 (常設) 及び低圧	低圧代替注水系 (常設) 及び低圧	低圧代替注水系 (常設) 及び低圧		立性, 位置的分散
	代替注水系 (可搬型) は,設計基	代替注水系 (可搬型) は,設計基	代替注水系 (可搬型) は,設計基		
	準事故対処設備である残留熱除	準事故対処設備である残留熱除	準事故対処設備である残留熱除		
	去系(低圧注水モード及び原子炉	去系(低圧注水モード及び原子炉	去系(低圧注水モード及び原子炉		
	停止時冷却モード)及び低圧炉心	停止時冷却モード) 及び低圧炉心	停止時冷却モード)及び低圧炉心		
	スプレイ系に対して重大事故等	スプレイ系に対して重大事故等	スプレイ系に対して重大事故等		
	対処設備としての独立性を有す	対処設備としての独立性を有す	対処設備としての独立性を有す		
	る設計とする。	<u>る設計とする。</u> ④v	る設計とする。 ① (④v 重複)		
	④v 【62 条 78】	電源設備の多様性及び独立性,	電源設備の多様性及び独立性,		
		位置的分散については「ヌ	位置的分散については「10.2 代		
		(2)(iv) 代替電源設備」に記載す	替電源設備」に記載する。 ③		
		る。 3			
			5.6.2.2 悪影響防止		
			基本方針については,「1.1.7.1		
			多様性, 位置的分散, 悪影響防止		
			等」に示す。		
			低圧代替注水系 (常設) (復水		
			移送ポンプ) 及び低圧代替注水系		
			(常設)(直流駆動低圧注水系ポ		
			ンプ)は、通常時は弁により他の		
			系統と隔離し,重大事故等時に弁		
			操作等により重大事故等対処設		
			備としての系統構成とすること		
			で,他の設備に悪影響を及ぼさな		
			い設計とする。		
			低圧代替注水系(可搬型)は,		
			通常時は大容量送水ポンプ(タイ		
			プ I)を接続先の系統と分離して		
			保管し, 重大事故等時に接続, 弁		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
			操作等により重大事故等対処設					
			備としての系統構成とすること					
			で,他の設備に悪影響を及ぼさな					
			い設計とする。					
			大容量送水ポンプ (タイプ I)					
			は,輪留めによる固定等をするこ					
			とで,他の設備に悪影響を及ぼさ					
			ない設計とする。					
			大容量送水ポンプ(タイプI)					
			は,飛散物となって他の設備に悪					
			影響を及ぼさない設計とする。					
			6					
			5.6.2.3 容量等					
			基本方針については,「1.1.7.2					
			容量等」に示す。					
			低圧代替注水系(常設)(復水					
			移送ポンプ)の復水移送ポンプ					
			は,設計基準対象施設の補給水系					
			と兼用しており,設計基準対象施					
			設としての復水移送ポンプ2台					
			におけるポンプ流量が, 想定され					
			る重大事故等時において, 炉心の					
			著しい損傷及び原子炉格納容器					
			の破損を防止するために必要な					
			注水流量に対して十分であるた					
			め,設計基準対象施設と同仕様で					
			設計する。					
			低圧代替注水系 (常設) (直流					
			駆動低圧注水系ポンプ) の直流駆					
			動低圧注水系ポンプは, 想定され					
			る重大事故等時において, 炉心の					
			著しい損傷を防止するために必					
			要な注水流量に対して,十分な容					
			量を有する設計とする。					
			低圧代替注水系 (可搬型) の大					
			容量送水ポンプ(タイプ I)は,					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表 🗀 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
			想定される重大事故等時におい			
			て、炉心の著しい損傷及び原子炉			
			格納容器の破損を防止するため			
			に必要な注水流量を有するもの			
			を1セット1台使用する。また、			
			原子炉補機代替冷却水系との同			
			時使用時には更に1セット1台			
			使用する。保有数は2セット4台			
			に加えて,故障時及び保守点検に			
			よる待機除外時のバックアップ			
			用として1台の合計5台を保管			
			する。			
			また,大容量送水ポンプ(タイ			
			プ I) は、想定される重大事故等			
			時において, 低圧代替注水系(可			
			搬型),原子炉格納容器代替スプ			
			レイ冷却系 (可搬型), 原子炉格			
			納容器下部注水系(可搬型),原			
			子炉格納容器フィルタベント系			
			フィルタ装置への補給及び復水			
			貯蔵タンクへの補給との同時使			
			用を考慮して,各系統の必要な流			
			量を同時に確保できる容量を有			
			する設計とする。さらに、燃料プ			
			ール代替注水系(常設配管),燃			
			料プール代替注水系(可搬型),			
			燃料プールスプレイ系(常設配			
			管) 又は燃料プールスプレイ系			
			(可搬型)のいずれか1系統の使			
			用を考慮して,各系統の必要な流			
			量を同時に確保できる容量を有			
			する設計とする。			
			5. 6. 2. 4 環境条件等			
			基本方針については,「1.1.7.3			
			環境条件等」に示す。			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表 🗀 💮 🔭 🔭 🔭 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮 💮						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
			低圧代替注水系 (常設) (復水			
			移送ポンプ) の復水移送ポンプ			
			は,原子炉建屋原子炉棟内に設置			
			し, 想定される重大事故等時にお			
			ける環境条件を考慮した設計と			
			する。			
			復水移送ポンプの操作は, 想定			
			される重大事故等時において,中			
			央制御室で可能な設計とする。			
			低圧代替注水系 (常設) (復水			
			移送ポンプ) の系統構成に必要な			
			弁の操作は、想定される重大事故			
			等時において,中央制御室又は設			
			置場所で可能な設計とする。			
			また、低圧代替注水系(常設)			
			(復水移送ポンプ) は, 淡水だけ			
			でなく海水も使用できる設計と			
			する。なお,可能な限り淡水を優			
			先し,海水通水を短期間とするこ			
			とで、設備への影響を考慮する。			
			低圧代替注水系 (常設) (直流			
			駆動低圧注水系ポンプ) の直流駆			
			動低圧注水系ポンプは,原子炉建			
			屋付属棟内に設置し, 想定される			
			重大事故等時における環境条件			
			を考慮した設計とする。			
			直流駆動低圧注水系ポンプの操			
			作は, 想定される重大事故等時に			
			おいて,中央制御室で可能な設計			
			とする。			
			低圧代替注水系 (常設) (直流			
			駆動低圧注水系ポンプ) の系統構			
			成に必要な弁のうち電動弁(直			
			流) は, 中央制御室又は設置場所			
			で可能な設計とし,電動弁(交流)			
			は, 交流電源に期待できないこと			
			から設置場所である原子炉建屋			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

:前回提出時からの変更箇所

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
			原子炉棟内で操作が可能な設計	7,00				
			とする。					
			また,低圧代替注水系(常設)(直					
			流駆動低圧注水系ポンプ)は、淡					
			水だけでなく海水も使用できる					
			設計とする。なお、可能な限り淡					
			水を優先し、海水通水を短期間と					
			することで,設備への影響を考慮					
			する。					
			低圧代替注水系 (可搬型) の大					
			容量送水ポンプ(タイプ I)は,					
			屋外に保管及び設置し, 想定され					
			る重大事故等時における環境条					
			件を考慮した設計とする。					
			大容量送水ポンプ(タイプI)					
			の常設設備との接続及び操作は,					
			想定される重大事故等時におい					
			て,設置場所で可能な設計とす					
			る。					
			低圧代替注水系 (可搬型) の系					
			統構成に必要な弁の操作は,想定					
			される重大事故等時において,中					
			央制御室若しくは離れた場所か					
			ら遠隔で操作が可能な設計又は					
			設置場所で可能な設計とする。					
			また, 低圧代替注水系(可搬型)					
			は、淡水だけでなく海水も使用で					
			きる設計とする。なお,可能な限					
			り淡水を優先し、海水通水を短期					
			間とすることで、設備への影響を					
			考慮する。					
			8					
			<u> </u>					
			 5.6.2.5 操作性の確保					
			基本方針については,「1.1.7.4					
			操作性及び試験・検査性」に示す。					
			低圧代替注水系(常設)(復水		<u> </u>			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
			移送ポンプ)は、想定される重大			
			事故等時において,通常時の系統			
			構成から弁操作等により速やか			
			に切り替えられる設計とする。			
			低圧代替注水系(常設)(復水			
			移送ポンプ)の復水移送ポンプ			
			は、中央制御室の操作スイッチに			
			より操作が可能な設計とし,系統			
			構成に必要な弁は,中央制御室又			
			は設置場所での手動操作が可能			
			な設計とする。			
			低圧代替注水系(常設)(直流			
			駆動低圧注水系ポンプ)は、想定			
			される重大事故等時において,通			
			常時の系統構成から弁操作等に			
			より速やかに切り替えられる設			
			計とする。			
			低圧代替注水系(常設)(直流			
			駆動低圧注水系ポンプ) の直流駆			
			動低圧注水系ポンプは、中央制御			
			室の操作スイッチにより操作が			
			可能な設計とする。また, 低圧代			
			替注水系(常設)(直流駆動低圧			
			注水系ポンプ) の系統構成に必要			
			な弁のうち電動弁(直流)は、中			
			央制御室又は設置場所での手動			
			操作が可能な設計とし、電動弁			
			(交流)は、交流電源に期待でき			
			ないことから設置場所である原			
			子炉建屋原子炉棟内で操作が可			
			能な設計とする。			
			低圧代替注水系(可搬型)は、			
			想定される重大事故等時におい			
			て、通常時の系統構成から接続、			
			弁操作等により速やかに切り替			
			えられる設計とする。			
			低圧代替注水系(可搬型)の大容			
	1	1			<u> </u>	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事垻	との対比表 🖵 🚃	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			量送水ポンプ(タイプ I)は,付		
			属の操作スイッチにより,設置場		
			所での操作が可能な設計とし,系		
			統構成に必要な弁は,中央制御室		
			若しくは離れた場所から遠隔で		
			操作が可能な設計又は設置場所		
			での手動操作が可能な設計とす		
			る。		
			、 大容量送水ポンプ (タイプ I)		
			は、車両として屋外のアクセスル		
			ートを通行してアクセス可能な		
			設計とするとともに、設置場所に		
			て輪留めによる固定等が可能な		
			設計とする。		
			大容量送水ポンプ(タイプI)		
			を接続する接続口については,一		
			般的に使用される工具を用いて		
			接続可能なフランジ接続により,		
			ホースを確実に接続することが		
			できる設計とする。また, ホース		
			の接続については、接続方式及び		
			接続口の口径を統一する設計と		
			する。		
			9		
			Ť		
			5.6.3 主要設備及び仕様		
			原子炉冷却材圧力バウンダリ		
			低圧時に発電用原子炉を冷却す		
			るための設備の主要機器仕様を		
			第 5. 6-1 表に示す。 ②		
			第 5. 0−1 衣に小 9 。 ��		
			5.6.4 試験検査		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			低圧代替注水系(常設)(復水		
			移送ポンプ)は、発電用原子炉の		
			運転中又は停止中に機能・性能及		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争垻る	との対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			び漏えいの有無の確認並びに弁		
			の開閉動作の確認が可能な設計		
			とする。		
			また、低圧代替注水系(常設)		
			(復水移送ポンプ)の復水移送ポ		
			ンプは,発電用原子炉の停止中に		
			分解及び外観の確認が可能な設		
			計とする。		
			低圧代替注水系(常設)(直流		
			駆動低圧注水系ポンプ)は、発電		
			用原子炉の運転中又は停止中に		
			機能・性能及び漏えいの有無の確		
			認並びに弁の開閉動作の確認が		
			可能な設計とする。		
			また、低圧代替注水系(常設)		
			(直流駆動低圧注水系ポンプ)の		
			直流駆動低圧注水系ポンプは,発		
			電用原子炉の停止中に分解及び		
			外観の確認が可能な設計とする。		
			低圧代替注水系 (可搬型) の大		
			容量送水ポンプ(タイプ I)は、		
			発電用原子炉の運転中又は停止		
			中に、独立して機能・性能及び漏		
			えいの有無の確認が可能な設計		
			とするとともに、分解又は取替え		
			が可能な設計とする。		
			また、大容量送水ポンプ(タイ		
			プI)は、車両として運転状態の		
			確認及び外観の確認が可能な設		
			計とする。		
			♠		
			· ·		
		 「常設重大事故等対処設備]	 第 5.6-1 表 原子炉冷却材圧力		
		低圧代替注水系(常設)	バウンダリ低圧時に発電用原子		
		復水移送ポンプ	炉を冷却するための設備の主要		
		「リ(3)(ii)a.原子炉格納容器	機器仕様		
		内の冷却等のための設備 及び	(1) 低圧代替注水系(常設)		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		「リ(3)(ii)c. 原子炉格納容器	a. 復水移送ポンプ		
		下部の溶融炉心を冷却するため	兼用する設備は以下のとおり。		
		の設備」と兼用)	・原子炉格納容器内の冷却等の		
		台数 2 (予備1)	ための設備		
		容量 約100m³/h(1台当たり)	原子炉格納容器下部の溶融炉		
		全揚程 約 85m	心を冷却するための設備		
		直流駆動低圧注水系ポンプ	台 数 2 (予備1)		
		台数 1	容 量 約 100m³/h(1 台当た		
		容量 約 82m³/h	り)		
		全揚程 約 75m	全 揚 程 約 85m		
		代替循環冷却系			
		代替循環冷却ポンプ	b. 直流駆動低圧注水系ポンプ		
		(「リ(3)(ii)b.原子炉格納容器	台 数 1		
		の過圧破損を防止するための設	容 量 約82m³/h		
		備」他と兼用)	全 揚 程 約 75m		
		残留熱除去系熱交換器			
		(「リ(3)(ⅱ)b.原子炉格納容器	(2) 代替循環冷却系		
		の過圧破損を防止するための設	a. 代替循環冷却ポンプ		
		備」他と兼用)	第 9.3-1 表 原子炉格納容器の		
			過圧破損を防止するための設備		
		[可搬型重大事故等対処設備]	の主要機器仕様に記載する。		
		低圧代替注水系 (可搬型)			
		大容量送水ポンプ(タイプI)	(3) 低圧代替注水系 (可搬型)		
		(「ニ(3)(ⅱ) 使用済燃料プール	a . 大容量送水ポンプ(タイプ I)		
		の冷却等のための設備」他と兼	第 4.3-1 表 使用済燃料プール		
		用)	の冷却等のための設備の主要機		
		原子炉補機代替冷却水系	器仕様に記載する。		
		熱交換器ユニット	②		
		(「ホ(4)(v) 最終ヒートシンク			
		へ熱を輸送するための設備」他と			
		兼用)			
		大容量送水ポンプ(タイプI)			
		(「ニ(3)(ii) 使用済燃料プール			
		の冷却等のための設備」他と兼			
		用)			
ı		2			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	5 5
		リ 原子炉格納施設の構造及び設	9. 原子炉格納施設		
		備	9.3 原子炉格納容器の過圧破損		
		(3) 非常用格納容器保護設備の	を防止するための設備		
		構造	9.3.2 設計方針		
		(ii) 重大事故等対処設備	(1) 代替循環冷却系による原子		
		b. 原子炉格納容器の過圧破損を	炉格納容器内の減圧及び除熱		
		防止するための設備	炉心の著しい損傷が発生した		
		(a) 代替循環冷却系による原子	場合に原子炉格納容器の過圧破		
		炉格納容器内の減圧及び除熱	損を防止するための重大事故等		
		炉心の著しい損傷が発生した	対処設備として,代替循環冷却系		
		場合に原子炉格納容器の過圧破	を使用する。		
		損を防止するための重大事故等	代替循環冷却系は,代替循環冷		
		対処設備として,代替循環冷却系	却ポンプ,残留熱除去系熱交換		
		は, 代替循環冷却ポンプによりサ	器,配管·弁類,計測制御装置等		
		プレッションチェンバのプール	で構成し,代替循環冷却ポンプに		
		水を残留熱除去系熱交換器にて	よりサプレッションチェンバの		
		冷却し,残留熱除去系等を経由し	プール水を残留熱除去系熱交換		
		て原子炉圧力容器へ注水及び原	器にて冷却し,残留熱除去系等を		
		子炉格納容器内へスプレイする	経由して原子炉圧力容器へ注水		
		ことで,原子炉格納容器バウンダ	及び原子炉格納容器内へスプレ		
		リを維持しながら原子炉格納容	イすることで, 原子炉格納容器バ		
		器内の圧力及び温度を低下でき	ウンダリを維持しながら原子炉		
		る設計とする。 4	格納容器内の圧力及び温度を低		
			下できる設計とする。		
		原子炉圧力容器に注水された	原子炉圧力容器に注水された		
		水は,原子炉圧力容器又は原子炉	水は,原子炉圧力容器又は原子炉		
		格納容器内配管の破断口等から	格納容器内配管の破断口等から		
		流出し,原子炉格納容器内へスプ	流出し,原子炉格納容器内へスプ		
		レイされた水とともに,ベント管	レイされた水とともに,ベント管		
		を経てサプレッションチェンバ	を経てサプレッションチェンバ		
		に戻ることで循環する。 4	に戻ることで循環する。		
		なお、代替循環冷却系は、原子	なお、代替循環冷却系は、原子		
		炉圧力容器へ注水することで,原	炉圧力容器へ注水することで,原		
		子炉圧力容器内に存在する溶融	子炉圧力容器内に存在する溶融		
		炉心を冷却できる設計とする。	炉心を冷却できる設計とする。		
		1 (⑥d 重複)	◆(⑥d 重複)		
		また、代替循環冷却系は、原子	また、代替循環冷却系は、原子		
		よた, 1/197四塚田和木は, 原丁	よた, 1/1974採用が示は, 原丁		<u> </u>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

	30 30 -4 54 -4.		との対比表	Strong Sterrer	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		炉格納容器内へスプレイするこ	炉格納容器内へスプレイするこ	200	
		とで, スプレイした水がドライウ	とで, スプレイした水がドライウ		
		エル床面に溜まり,原子炉格納容	エル床面に溜まり,原子炉格納容		
		器下部開口部を経由して原子炉	器下部開口部を経由して原子炉		
		格納容器下部へ流入することで,	格納容器下部へ流入することで,		
		溶融炉心が落下するまでに原子	溶融炉心が落下するまでに原子		
		炉格納容器下部にあらかじめ十	炉格納容器下部にあらかじめ十		
		分な水位を確保するとともに,落	分な水位を確保するとともに,落		
		下した溶融炉心を冷却できる設	下した溶融炉心を冷却できる設		
		計とする。 4	計とする。 🕏		
		代替循環冷却系は,非常用交流	代替循環冷却系は,非常用交流		
		電源設備に加えて,代替所内電気	電源設備に加えて,代替所内電気		
		設備を経由した常設代替交流電	設備を経由した常設代替交流電		
		源設備からの給電が可能な設計	源設備からの給電が可能な設計		
		<u>とする。</u> ⑦d	とする。��(⑦d 重複)		
		残留熱除去系熱交換器は,代替	残留熱除去系熱交換器は,代替		
		循環冷却系で使用する原子炉補	循環冷却系で使用する原子炉補		
		機冷却水系 (原子炉補機冷却海水	機冷却水系(原子炉補機冷却海水		
		<u>系を含む。)</u> 並びに <u>原子炉補機代</u>	系を含む。)並びに原子炉補機代		
		<u>替冷却水系</u> の熱交換器ユニット	替冷却水系の熱交換器ユニット		
		及び大容量送水ポンプ(タイプ	及び大容量送水ポンプ(タイプ		
		I) により冷却 <u>できる設計とす</u>	I)により冷却できる設計とす		
		<u>3.</u> 3f	る。��(③f 重複)		
		原子炉補機代替冷却水系は,熱	原子炉補機代替冷却水系は, 淡		
		交換器ユニットを原子炉補機冷	水ポンプ及び熱交換器を搭載し		
		却水系に接続し,大容量送水ポン	た熱交換器ユニット,大容量送水		
		プ (タイプ I) により熱交換器ユ	ポンプ (タイプ I), 配管・ホー		
		ニットに海水を送水することで,	ス・弁類,計測制御装置等で構成		
		残留熱除去系熱交換器で発生し	し, 熱交換器ユニットを原子炉補		
		た熱を最終的な熱の逃がし場で	機冷却水系に接続し,大容量送水		
		ある海へ輸送できる設計とする。	ポンプ (タイプ I) により熱交換		
		①d	器ユニットに海水を送水するこ		
			とで, 残留熱除去系熱交換器で発		
			生した熱を最終的な熱の逃がし		
			場である海へ輸送できる設計と		
			する。�(⑪d 重複)		
			熱交換器ユニット及び大容量		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類人からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			との対比表		
技術基準規則·解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	坐件以刊 / / 以 / (反)	—————————————————————————————————————	送水ポンプ(タイプ I)の燃料は,	及び室本版目が到とり利比	
			燃料補給設備である軽油タンク		
			又はガスタービン発電設備軽油		
			タンク及びタンクローリにより		
			補給できる設計とする。 ②c ・エエカ乳供は、NITのしなりし		
			主要な設備は、以下のとおりと		
			する。		
			・代替循環冷却ポンプ		
			• 残留熱除去系熱交換器		
			・熱交換器ユニット		
			・大容量送水ポンプ (タイプ I)		
			・サプレッションチェンバ		
			(5.7 重大事故等の収束に必要		
			となる水の供給設備)		
			・常設代替交流電源設備(10.2)		
			代替電源設備)		
			・代替所内電気設備(10.2 代替		
			電源設備)		
			・燃料補給設備(10.2 代替電源		
			設備)		
			2		
			代替循環冷却系の流路として,		
			補給水系の配管及び弁, 残留熱除		
			去系の配管, 弁及びストレーナ並		
			びにスプレイ管 <u>を重大事故等対</u>		
			原子炉補機代替冷却水系の流		
			路として,原子炉補機冷却水系の		
			配管, 弁及びサージタンク並びに		
			ホースを重大事故等対処設備と		
			して使用する。②		
			その他,設計基準対象施設であ		
			る原子炉圧力容器及び原子炉格		
			納容器を重大事故等対処設備と		
			<u>して使用</u> する。 8 g		
			その他、設計基準事故対処設備		
			である非常用取水設備の貯留堰,		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		and the artists of the state of the		-n m-1, 11 (b-14 W/ ln n-1	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			取水口,取水路及び海水ポンプ室		
			を重大事故等対処設備として使		
			用する。 ② (@ b 重複)		
			また,設計基準事故対処設備で		
			ある原子炉補機冷却水系 (原子炉		
			補機冷却海水系を含む。)及び非		
			常用交流電源設備を重大事故等		
			新用交流電源設備を重入事政等 対処設備(設計基準拡張)として		
			<u>使用</u> する。⑪c		
		ヌ その他発電用原子炉の附属施	10. その他発電用原子炉の附属		
		設の構造及び設備	施設		
		(3) その他の主要な事項	10.7 補機駆動用燃料設備(非常		
		(iv) 補機駆動用燃料設備	用発電設備及び加熱蒸気系に係		
			るものを除く。)		
		ぶしまル (を) = よし () トッカ ()) =	10.7.1 概要		
		重大事故等に対処するために	重大事故等に対処するために		
		使用する可搬型又は常設設備の	使用する可搬型又は常設設備の		
		動作に必要な駆動燃料を貯蔵及	動作に必要な駆動燃料を貯蔵及		
		び補給する燃料設備として軽油	び補給する燃料設備として軽油		
		タンク, ガスタービン発電設備軽	タンク,ガスタービン発電設備軽		
		<u>油タンク</u> 及び <u>タンクローリ</u> を設	油タンク及びタンクローリを設		
		ける。 ^{⑨b}	ける。		
		軽油タンク,ガスタービン発電	◆ (⑨a, ⑨b, ⑨c 重複)		
		設備軽油タンク及びタンクロー	軽油タンク,ガスタービン発電		
		リについては,「ヌ(2)(iv) 代替	設備軽油タンク及びタンクロー		
		電源設備」に記載する。 3	リについては,「10.2 代替電源設		
			備」に記載する。③		
			10.8 非常用取水設備		
			10.8.2 重大事故等時		
		(v) 非常用取水設備	10.8.2.1 概要		
		非常用取水設備の貯留堰, 取水	非常用取水設備の貯留堰, 取水		
		口,取水路及び海水ポンプ室は,	口, 取水路及び海水ポンプ室は,		
		想定される重大事故等時におい	設計基準事故対処設備の一部を		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針 (後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針 (後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

_

様式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所 様式-6

各条文の設計の考え方

技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方 2	第	第62条(原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)						
No.								
 ① 発電用原子炉を恰到す技術基準の要求を受けた内容として記載している。 ② 可搬型重大事故防止設備 同上 1 1 (1) a) a, c, d g, i, j ③ 常設重大事故防止設備 同上 1 1 (1) b) a, d, e, e, f g i, j ③ 常設重大事故防止設備 同上 1 1 (1) b) a, d, e, e ⑤ 教性及び独立性, 位置 同上 1 1 (1) c) - ⑤ 代替電源設備による復 同上 1 - a, d, e, e ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同上 1 - a, d, e, e ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同上 1 - a, d, e, e ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同上 1 - a, d, e, e ⑥ 重大事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。		基本設計方針で		項-号	解釈	添付書類		
② 備 同 上 1 1 (1) a) g, i, ③ 常設重大事故防止設備 同 上 1 1 (1) b) a, d, e, e, ④ 多様性及び独立性, 位置 同 上 1 1 (1) c) 一 5 代替電源設備による復 同 上 1 ー a, d, e, e, ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同 上 1 ー a, d, e, e, ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同 上 1 ー a, d, e, e, ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同 上 1 ー a, d, e, 愈 重大事故等の流路等 重大事故等の流路に関する記載としいる。 □ 表すを多の流路に関する記載をしている。 □ 重大事故等の流路に関する記載をしている。 □ 重大事故等時に燃料の補給が必要 ー ー d, f, g であるため記載している。 □ 重大事故等時に非常用取水設備が らの取水が必要であるため記載している。 □ 東常用取水設備の機能 らの取水が必要であるため記載している。 □ 東常用取水設備の機能 らの取水が必要であるため記載している。 □ 東京加系統施設の機能を使用するため記載している。 □ 東京加系統施設の機能を使用するため記載して ー g g と 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方	1			1	_	a, b, c, d e, f, g, h i, j		
 ④ 多様性及び独立性,位置 同上 1 1 (1) c) - 1 (1) f) f)	2		同 上	1	1 (1) a)	a, c, d, e g, i, j		
 (3) 的分散 同上 1 (1) c) − (5) 代替電源設備による復旧 同上 1 − a,d,e,e ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同上 1 − a,d,e,e ① 非常用電源設備の機能 重大事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。 ⑤ 重大事故等の流路等 重大事故等の流路に関する記載をしている。 ④ 補機駆動用燃料設備の機能 重大事故等時に燃料の補給が必要であるため記載している。 重大事故等時に非常用取水設備がらの取水が必要であるため記載している。 重大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 ① 原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 № 項目 予え方 国権記載 ② 主要設備及び仕様 図目表に記載しているため記載しない。 二2 主要設備及び仕様 図目表に記載しているため記載しない。 3 記載箇所の呼び込み 2 記載箇所の呼び込み 2 記載箇所の呼び込み 2 記載箇所の呼び込み 2 記載箇所の呼び込み 2 記載箇所の呼び込み 2 記載箇所の呼び込み 3 記載箇所の呼び込み 4 信 6 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 4 信 6 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 3 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 	3	常設重大事故防止設備	同 上	1	1 (1) b)	a, d, e, g, j		
⑤ 旧 同 上 1 - a, d, e, ⑥ 残存溶融炉心の冷却 同 上 1 - a, d, e, ⑦ 非常用電源設備の機能 重大事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。 d, f, g ⑧ 重大事故等の流路等 d, f, g ⑨ 捕機駆動用燃料設備の機能 重大事故等時に燃料の補給が必要 a, d, ⑩ 非常用取水設備の機能 重大事故等時に燃料の補給が必要 a, d, ⑩ 非常用取水設備の機能 重大事故等時に排常用取水設備からの取水が必要であるため記載している。 ⑪ 原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 重大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載している。 ② 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 添付書 №. 項目 考え方 ③ 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 - ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 - ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 - ④ 原子炉格納容器安全設備備 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 - 3. 設置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 -	4		同上	1	1 (1) c)	_		
① 非常用電源設備の機能 重大事故等時に電源設備からの給電が必要であるため記載している。	(5)		同上	1	_	a, d, e, g, j		
 (3) 重大事故等の流路等	6	残存溶融炉心の冷却	同上	1	_	a, d, e, g, j		
 ■大事故等の流路等 している。 ● 補機駆動用燃料設備の機能 重大事故等時に燃料の補給が必要	7	非常用電源設備の機能		_	_	b		
(9) 機能 であるため記載している。 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	8	重大事故等の流路等		_	_	d, f, g, j		
 事常用取水設備の機能 らの取水が必要であるため記載し ー ー c,i ている。 重大事故等時に原子炉冷却系統施設の機能を使用するため記載して ー ー g 2. 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方 No. 項目 考え方 添付書 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 ー 図 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a,c 3 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 ー ののでが込みに関する記載のため記載しない。 ー ののでが込みに関する記載のため記載しない。 またのであり、本条文では記載しない。 ののでが込みに関する記載のため記載しない。 ー ののでが込みに関する記載しない。 ー ののでが込みに関する記載しない。 ー ののであり、本条文では記載しない。 ー ののであり、本条文では記述しない。 ー ののであり、本条文では記述しない。 ー ののであり、本稿文では記述しない。 ー ののであり、本稿文では記述しない。	9			a, d, h				
 取子炉冷却糸統施設の機能を使用するため記載して ー ー g 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 No. 項目 考え方 添付書 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 ー 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a, c 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 ー 原子炉格納容器安全設 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 ー 銀置許可添入のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 	10	非常用取水設備の機能	らの取水が必要であるため記載し	_	_	c, i		
No. 項目 考え方 添付書 ① 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 - ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a, c ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 - 4 原子炉格納容器安全設備 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 - 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 -	(1)		設の機能を使用するため記載して	g				
 ① 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 - ② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a, c ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 - ④ 原子炉格納容器安全設 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 - 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方 	2.	設置許可本文のうち、基準						
② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a,c ③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 - 4 原子炉格納容器安全設 第 65,66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方	No.							
③ 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 - 原子炉格納容器安全設 第 65,66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 - 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方	1	重複記載	設置許可の中で重複記載であるため	たい。				
3 記載箇所の呼び込み い。 4 原子炉格納容器安全設 第 65, 66 条に対する内容であり、本条文では記載しない。 3 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方	2	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	a, c				
4 備 い。 -	3	記載箇所の呼び込み		_				
	4			_				
No. 項目 考え方 添付書	3.	設置許可添八のうち,基準	本設計方針に記載しないことの考え	方				
			• 11					
● 重複記載 設置許可の中で重複記載であるため記載しない。 ー		重複記載		_				
② 主要設備及び仕様 要目表に記載しているため記載しない。 a, c	2>	主要設備及び仕様		要目表に記載しているため記載しない。				
② 記載箇所の呼び込み 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しない。 a, d,	3>	記載箇所の呼び込み		己載のため	か記載しな	a, d, j		
→ 非常用電源設備 第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。 -	4	非常用電源設備	第72条に対する内容であり、本条	文では記	載しない。	_		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所 様式-6

\$	原子炉格納容器安全設 第 65,66 条に対する内容であり,本条文では記載しな						
6	悪影響防止 第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。 -						
♦	容量等	同上	_				
8>	環境条件等	同上	_				
③	操作性の確保	同 上	_				
10	試験検査	同 上	_				
4.	詳細な検討が必要な事項						
No.		書類名					
а	要目表						
b	単線結線図						
С	取水口及び放水口に関する説明書						
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書						
е	安全設備及び重大事故等	対処設備が使用される条件の下における健全性に関する	説明書				
f	強度に関する説明書						
g	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図						
h	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図						
i	非常用取水設備の配置を明示した図面						
j	構造図						
k	発電用原子炉の設置の許可と整合性に関する説明書						
1	設計及び工事に係る品質	マネジメントシステムに関する説明書					